

北本市教育振興基本計画

～ 共に学び 未来を拓く 北本の教育 ～

(平成 25 年度～平成 29 年度)



平成 2 5 年 2 月

北本市教育委員会

少子高齢化や国際化の進展、さらには地域のコミュニケーションの希薄化など、子どもたちを取り巻く環境が刻々と変化していく中で、教育に対する市民のニーズや期待は高まり続けています。

こうした中、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえたうえで、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、新たに達成すべき教育の目標を掲げることが示されました。

北本市教育振興基本計画は、この改正後の教育基本法の規定に基づく国の教育振興基本計画や広域の地方公共団体である埼玉県教育振興基本計画、また、「第4次北本市総合計画」を踏まえた、教育分野における計画として策定いたしました。

北本市教育振興基本計画では、「共に学び 未来を拓く 北本の教育」を基本理念とし、学校教育を中心に、家庭・地域における教育や生涯学習、文化スポーツ活動について、5つの基本目標と、その基本理念に基づく28の施策を定め、体系化いたしました。北本市では、平成25年度から平成29年度までの5年間、この計画に基づき教育行政の総合的な推進を図ってまいります。

今後も、北本市教育委員会一丸となり、市民の皆様の期待に応えるべく、教育行政の推進に努めてまいりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年2月

北本市教育委員会



目 次

第1章 総論	1
I はじめに	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	4
II 教育を取り巻く社会の動向	5
III 北本の教育の課題	11
IV 北本の教育の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	21
第2章 施策の展開	23
施策の体系	24
基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	25
1 「教育に関する3つの達成目標」の推進	26
2 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善	28
3 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進	30
4 進路指導・キャリア教育の推進	32
5 本物にふれる事業の推進	34
6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進	35
基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	37
1 基本的人権を尊重する教育の推進	38
2 人権啓発活動の推進	40
3 心の教育の推進	41
4 ボランティア・福祉教育の推進	43
5 生徒指導・教育相談体制の充実	44
6 児童生徒の健康の保持増進	46
7 運動習慣の形成と体力向上の推進	48
8 安全教育の推進と安全管理の徹底	50
基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	52
1 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進	53
2 教職員の資質の向上	55
3 教育環境の整備・充実	57
4 学校経営の改革推進	59

5 異校種間連携や小中一貫教育の推進	61
基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	63
1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進	64
2 地域の教育推進体制の充実	65
3 子どもの読書活動の推進	67
4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	69
基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興	71
1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進	72
2 学習施設の整備・運営の充実	74
3 スポーツ活動の推進	76
4 文化財保護の推進	78
5 文化芸術活動の推進	81
第3章 計画の推進に際して	82
Ⅰ 社会全体で取り組むための連携、協力等	83
Ⅱ 点検・評価の実施	85
Ⅲ 数値目標（指標）等	86
参考資料	87
用語解説	88
北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱	93
北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	95
策定経過	97





第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

3 計画の期間

II 教育を取り巻く社会の動向

III 北本の教育の課題

IV 北本の教育の基本的な考え方

1 基本理念

2 基本目標

I はじめに

1 計画策定の趣旨

戦後の復興から高度経済成長期やバブル期などへの各々の転換期を経て、我々の生活は経済的、物質的に豊かで便利になった一方で、都市化や核家族化の進行、高齢化や高度情報化の進展などが大きく社会に影響を与え、地域のコミュニケーションの希薄化が指摘されてきました。

そのような折、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、我が国に未曾有の災害がもたらされました。その復興への取組や現地の1日でも早い復旧を願う気持ちは、人と人との強いつながり、他者への思いやり、人々の助け合いに表れ、人と人との絆が大きく見直されました。いつの時代にあっても重要なのは、人としての豊かな心です。未来を積極的に切り拓いていく人間の育成に力を入れていくことは、活力ある社会を構築する上で必要不可欠なことです。

北本市では、昭和54年に北本市総合振興計画^{*}を策定し、理想とする都市像を「緑にかこまれた健康な文化都市」としました。現在、北本市では、平成18年度から平成27年度までの基本構想を定めた第4次北本市総合振興計画を策定するとともに、平成24年度から平成27年度までの後期基本計画を策定し、施策を推進しているところです。

一方、国においては、平成18年(2006年)12月に、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、個人の尊厳などの普遍的な理念や、道徳心、自立心、公共の精神といった、今後重視すべき理念が明確に示されました。同時に、これらの理念の実現に向け、国は教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

このため、改正教育基本法やこれに基づく国や埼玉県教育振興基本計画の策定を受け、北本市における教育振興のための中長期的視点から取り組むべき施策の体系を明らかにし、着実に推進していくことが求められています。北本市教育振興基本計画は、こうした背景の中、教育基本法第17条第2項の規定に基づく北本市における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として定めるものです。

計画における北本市の教育が目指す理念としては、おおむね10年先を見通して設定し、この理念を踏まえて、今後5年間に取り組む北本の教育の基本目標と施策の体系を示すものとします。

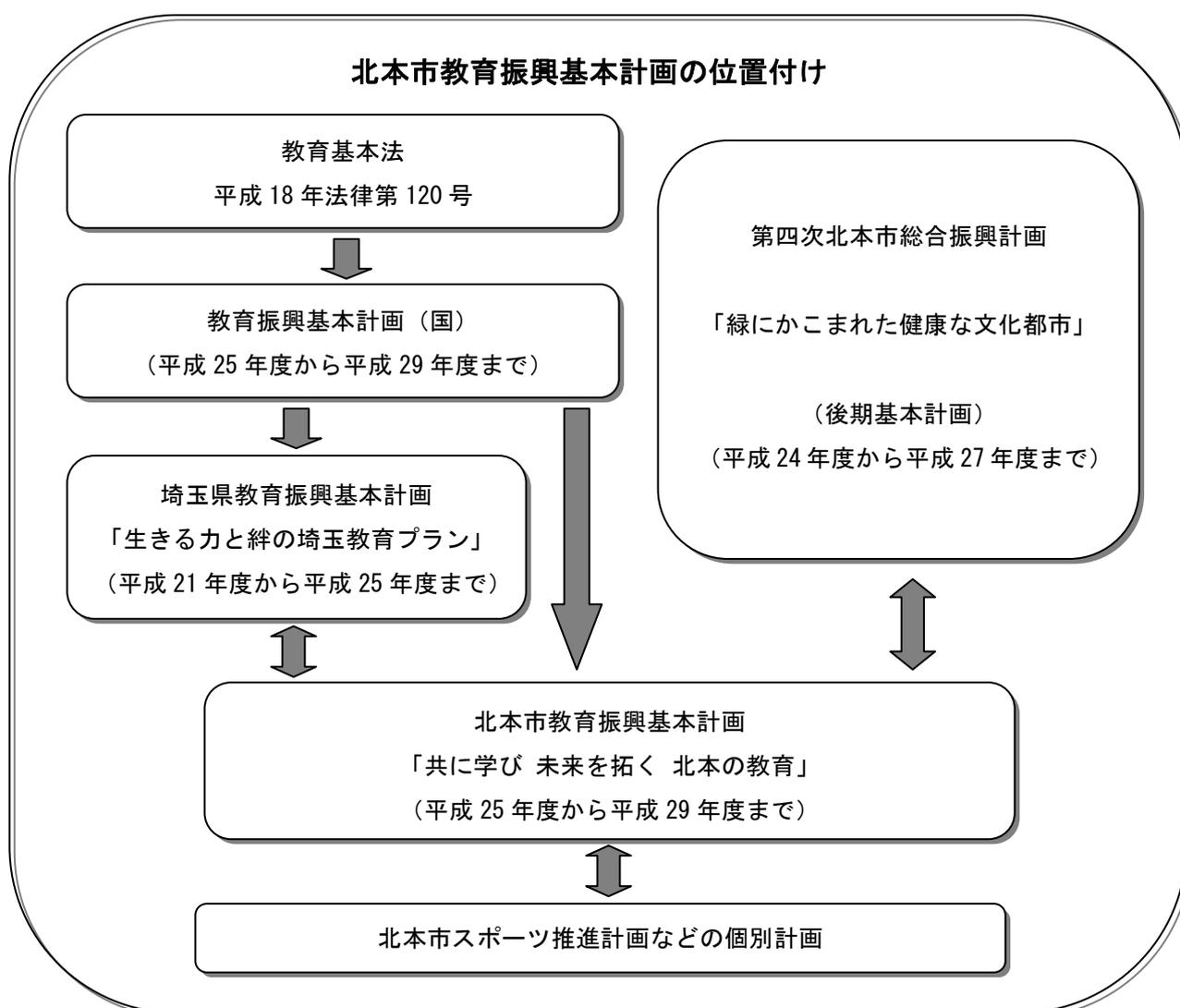
2 計画の性格

(1) 北本市の教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画（平成20～24年度）及び策定作業を進めている国の教育振興基本計画（平成25～平成29年度）の状況並びに平成21年2月に策定された埼玉県教育振興基本計画（平成21～25年度）を参考にしつつ、北本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

(2) 「第四次北本市総合振興計画」を踏まえた教育分野の計画

北本市全般の総合的な計画である「第四次北本市総合振興計画」^{*}を踏まえた、教育行政分野における計画です。



3 計画の期間

平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間です。

[参考]

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



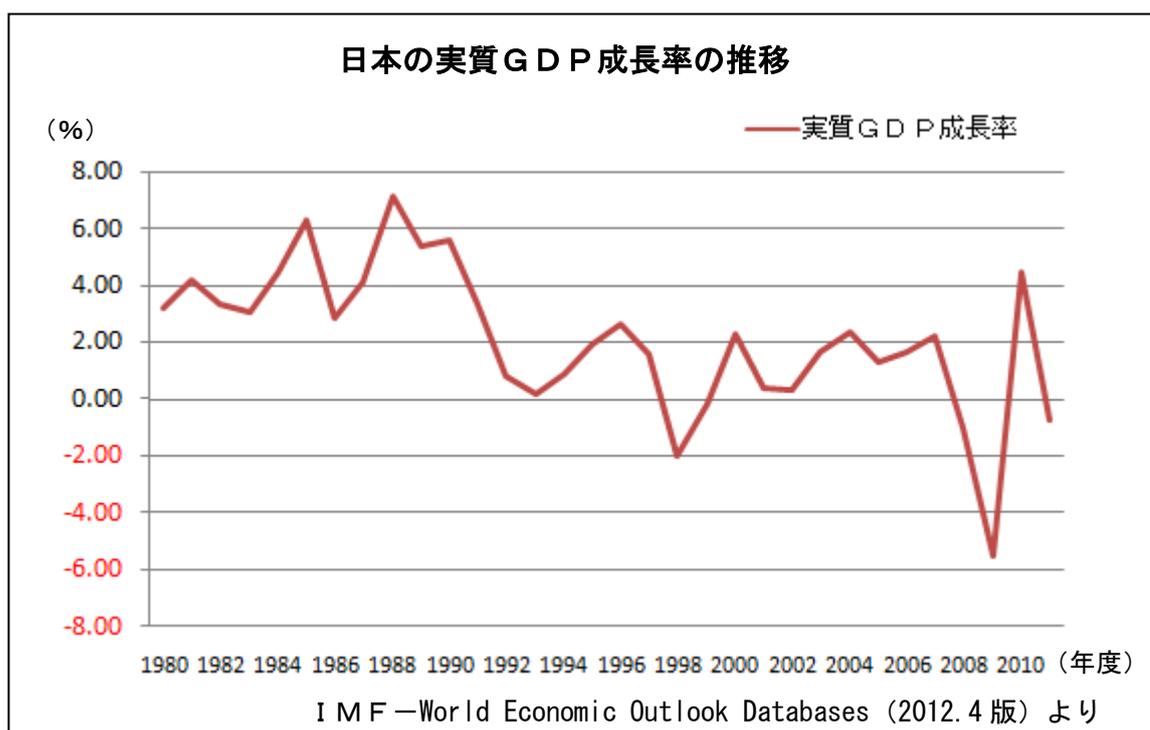
II 教育を取り巻く社会の動向

教育を取り巻く社会の動向として、(1) 不透明な経済状況 (2) 人口減少・超高齢社会^{*}の到来、(3) グローバル化^{*}、(4) 高度情報化、(5) 防災意識の向上、(6) 環境・資源問題の深刻化、(7) 地方分権化、(8) 地域のコミュニケーションの希薄化 があげられます。

(1) 不透明な経済状況

世界的な経済危機や金融不安から海外経済の減速傾向が強まり、円高の長期化など国内経済において深刻な状況が続いています。

国は、世界的な金融市場の混乱やそれに伴う景気後退に対応するため、経済対策として「生活対策」、「経済対策」、「地域活性化」等の予算を計上し、複数年度にわたって実施する事業を展開していますが、依然として厳しい経済状況が続いています。



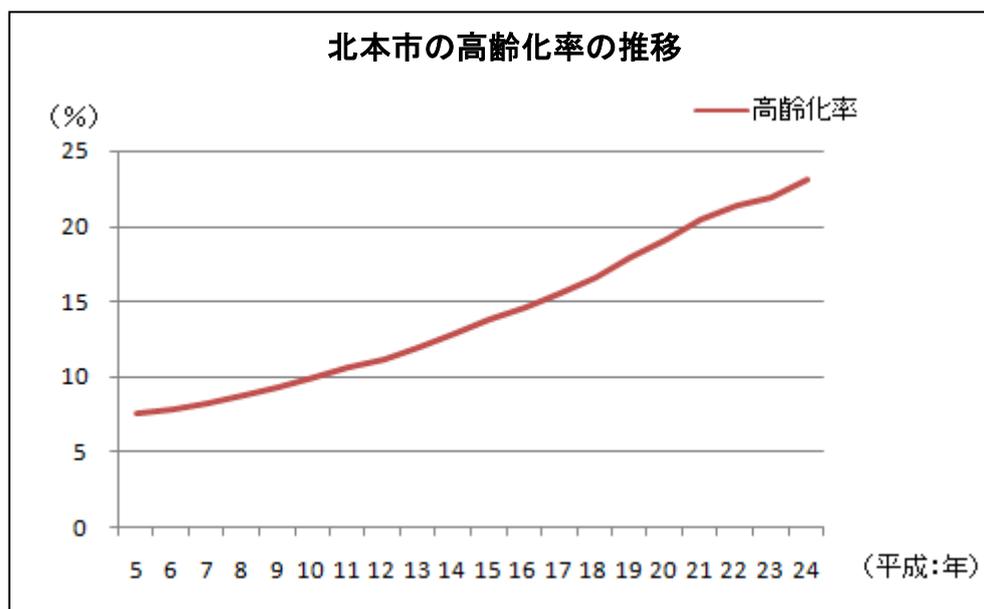
※実質GDPとは、すべての商品・サービスに対しその年の生産数量に市場価格を掛けて算出した金額の合計（名目GDP）から物価変動の影響を除いたものです。

(2) 人口減少・超高齢社会の到来

わが国の総人口は、平成16年をピークに平成17年から減少を続けています。北本市では、近年7万人弱で人口が推移していますが、国の総人口の減少と同様に人口が減少することも予想されています。

少子化や高齢化も、急速に進んでおり、北本市における高齢化率^{*}は平成5年には7.6%でしたが、平成24年(2012年)では23.0%に達しており、今後、さらに高齢化が進む見込みです。

このような人口減少・超高齢社会^{*}を迎えた今、熟年世代から若者まで、すべての人が生涯にわたって様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮し、北本市の活力を維持、拡大していく必要があります。

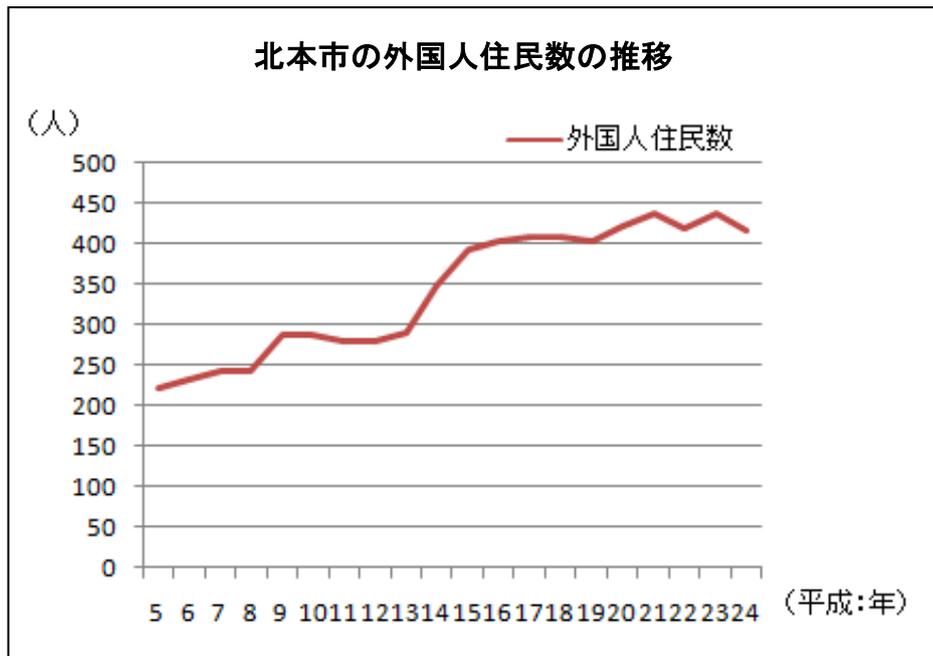


(3) グローバル化

国レベルでは、国内企業のグローバルな活動が進展する一方で、規制緩和等に伴い外資系企業の国内進出が増加しています。国際競争がさらに激しさを増すとともに、情報や通信に関する技術(いわゆる「ICT」^{*})の進展もあり、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速している状況です。

このような社会・経済面でのグローバル化^{*}の中で、国際的な視野をもち、世界に通用する人材や産業を育成することが求められています。

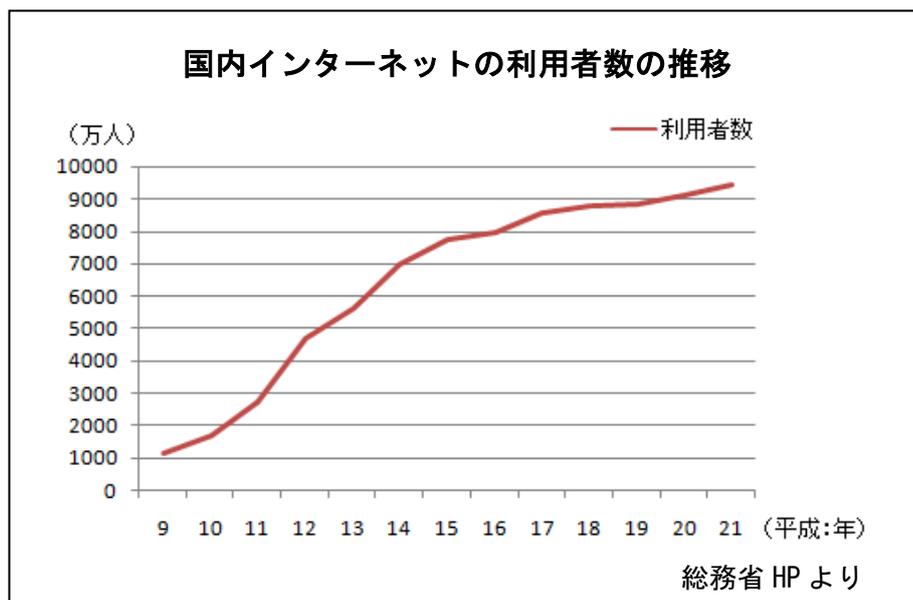
また、外国籍の市民も増加し、多文化間の共生が強く求められるようになってい



(4) 高度情報化*

ICTの普及と発達が飛躍的に進んでいます。ICTと様々な知識や技術を高度に結び付けていく「知識集約型」の産業構造への転換が進んでいる中、新しい産業社会を支える人材の育成が必要です。

ICTの活用により、情報・知識の共有化をはじめ、人々のコミュニケーションの活発化などが期待される一方で、サイバー犯罪の多発に示されるように、情報セキュリティや情報モラルの確保などの対応が必要です。



(5) 防災意識の向上

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた東日本大震災を受け、国全体で防災に対する意識が高まっています。

国では、防災基本計画の一部修正を行い、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを行いました。

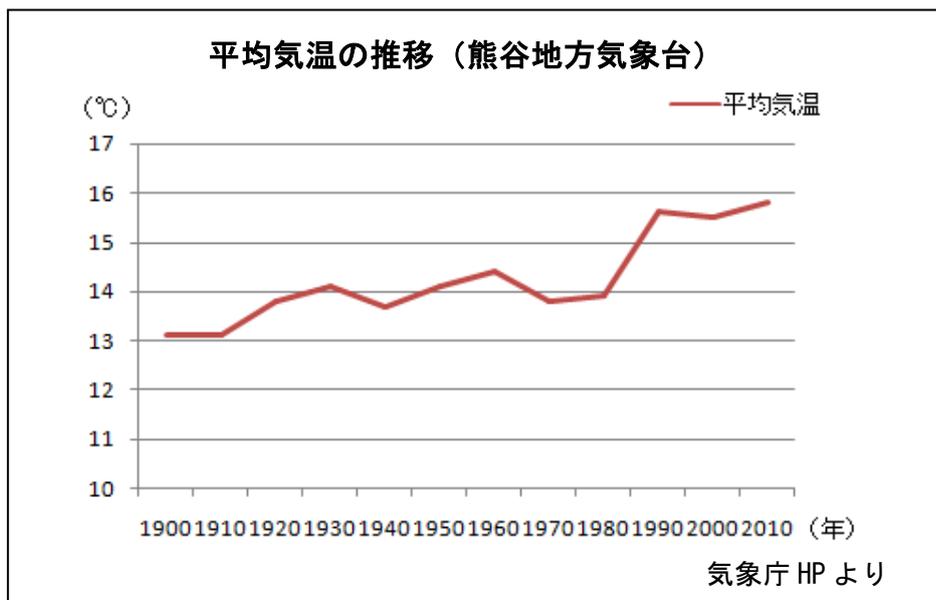
北本市においては、安全に学ぶことができる施設設備の改修や災害時に迅速に対応ができる防災体制の整備が必要です。

(6) 環境・資源問題の深刻化

地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっており、個人レベルの生活のあり方を見直しも求められています。平成19年8月16日には、熊谷市で40.9℃の国内最高気温を記録するなど、地球温暖化への市民の関心も高まっています。

また、東日本大震災を受けて、火力や原子力など、使用するエネルギーの選択問題について国民の関心が高まっています。

さらに、地球規模では、食糧・エネルギー問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化しています。地球規模での持続可能な社会の構築を目指して、人類の英知を結集した対応が重要です。



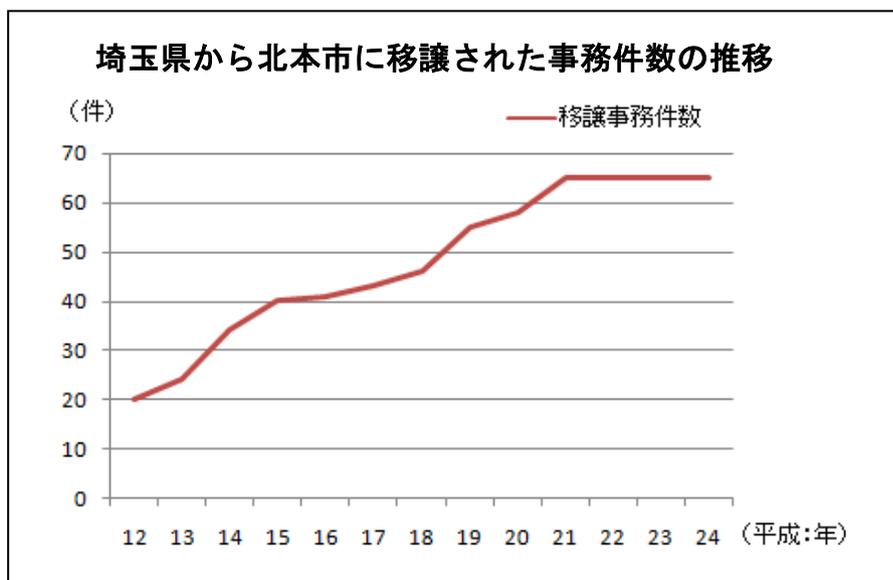
(7) 地方分権化

平成12年（2000年）に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、国と地方との関係は対等・協力の関係になりました。

また、埼玉県内においては市町村合併が進み、平成13年（2001年）4月に92あった市町村は、平成24年4月1日現在、63となっています。

地方が知恵を絞り自らもつ資源を最大限に生かしながら、それぞれの地域にあった発展を目指していく時代になっています。教育の分野においても、現場に最も近い市町村が主体性を発揮することが求められています。

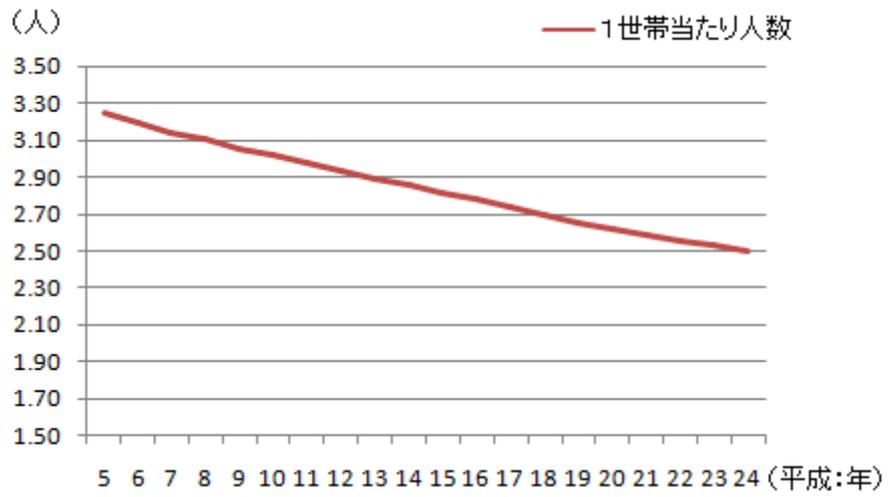
北本市では、未来を担う子どもたちの教育を積極的に進め、教育先進都市の実現を推進します。



(8) 地域のコミュニケーションの希薄化

核家族化や都市化の一層の進展により、子どもたちの生活において、地域社会との結び付きが弱まるなど、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化してきています。北本市においても、近年人口が減少傾向の中、世帯数は増えており、核家族化や単身世帯の増加傾向が見られ、地域のコミュニケーションの希薄化が進んでいます。こうした中、全国的に、子どもが被害者となる犯罪や子どもが巻き込まれる交通事故など、子どもたちの安全にかかわる問題が発生しており、その防止に向けた対応が必要です。

北本市の1世帯当たり人数の推移



Ⅲ 北本の教育の課題

教育を取り巻く社会の動向を背景に、北本市の教育の課題として、(1) 確かな学力と自立する力、(2) 心や体、(3) 学校教育、(4) 家庭や地域の教育、(5) 生涯学習やスポーツ の5つに大きく整理することができます。

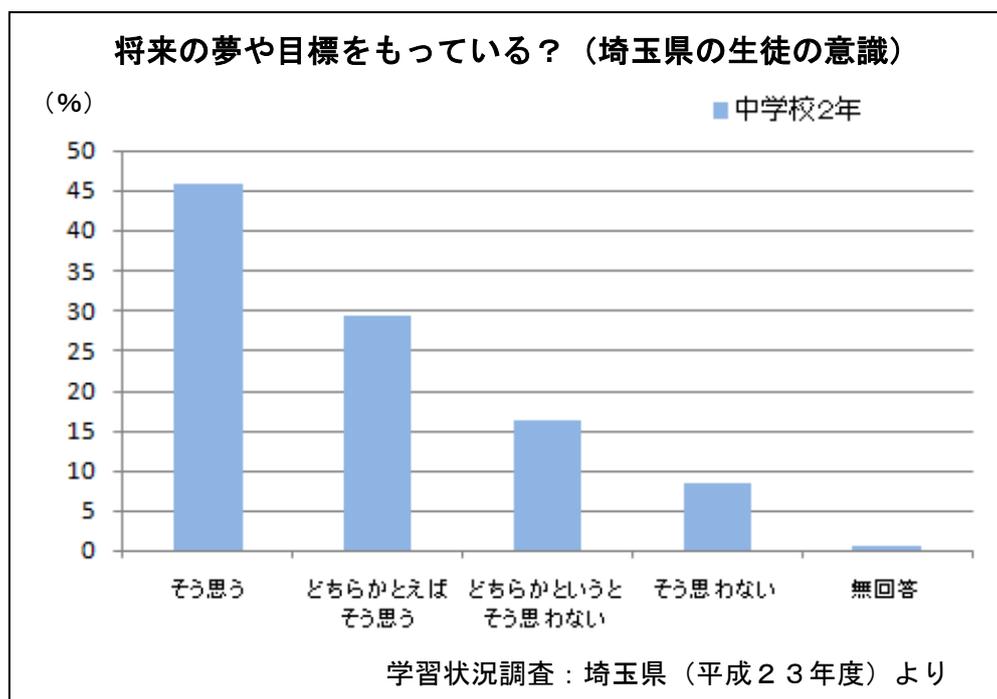
(1) 確かな学力と自立する力について

■ 生きる力の育成

これからの社会を担っていく子どもたちにとって、習得した知識や技能をどのように活用するかが今まで以上に重要です。

また、不測の事態に対応できる力など、困難な中であってもその状況を的確に捉えて自ら考え行動できる力を育成することも求められています。

これからは時代の変化に対応していく生きる力を身に付けることが大切です。

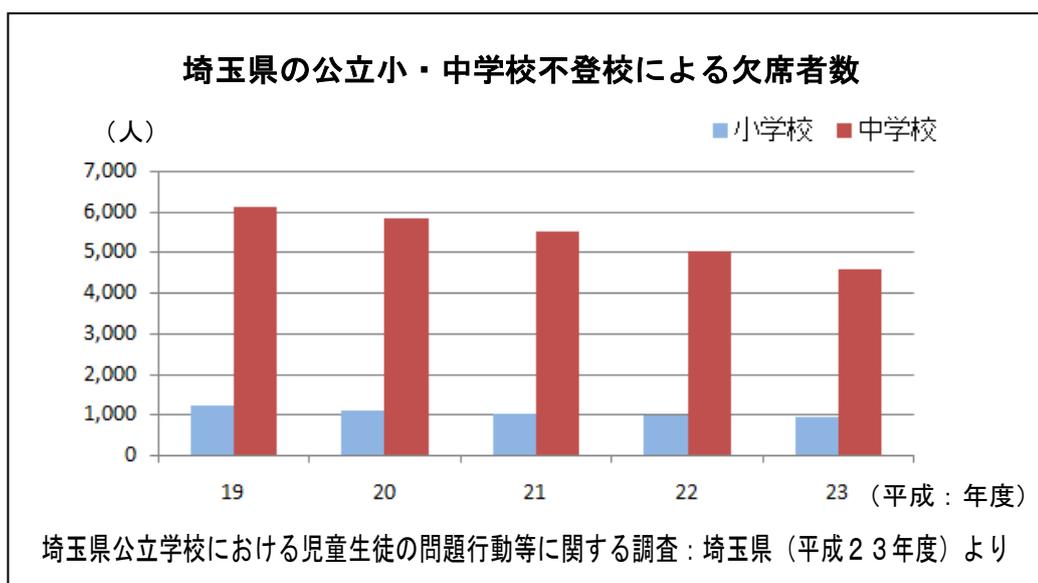
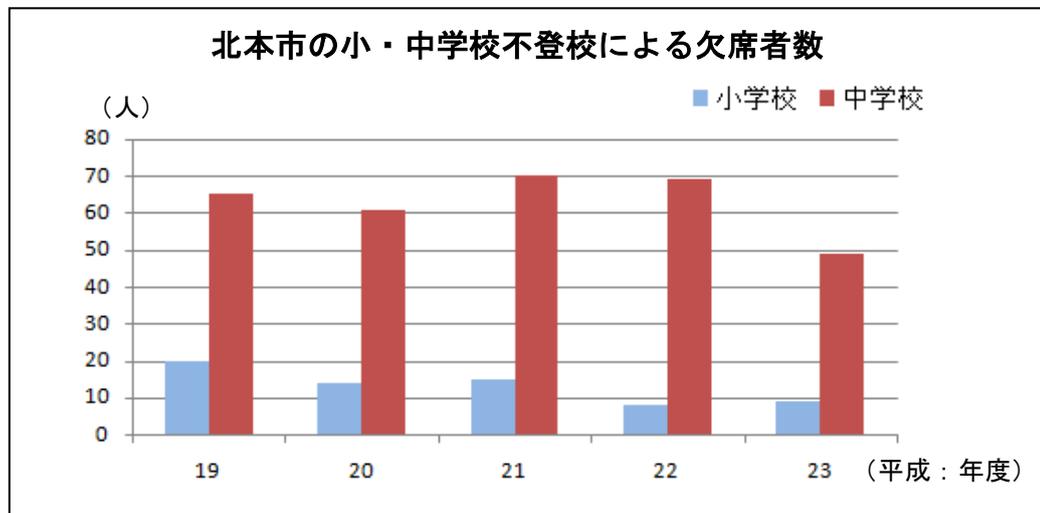


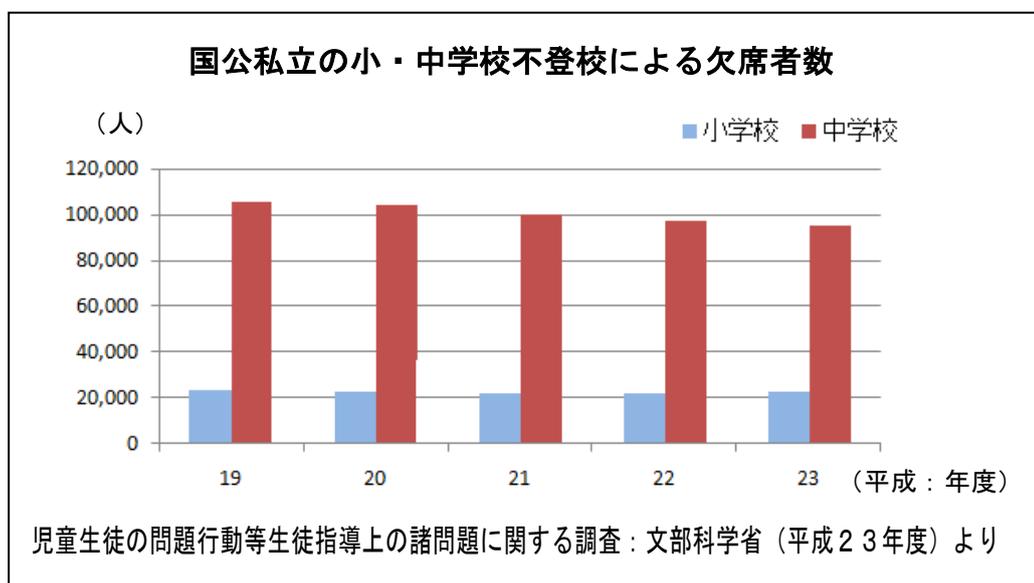
(2) 心や体について

■ 不登校児童生徒の解消

不登校により、子どもたちの「確かな学力」や「体力」、「社会性（人間関係）」を身に付ける機会は少なくなります。また、不登校は、将来の引きこもりやニートなどの増大にもつながることが懸念されます。

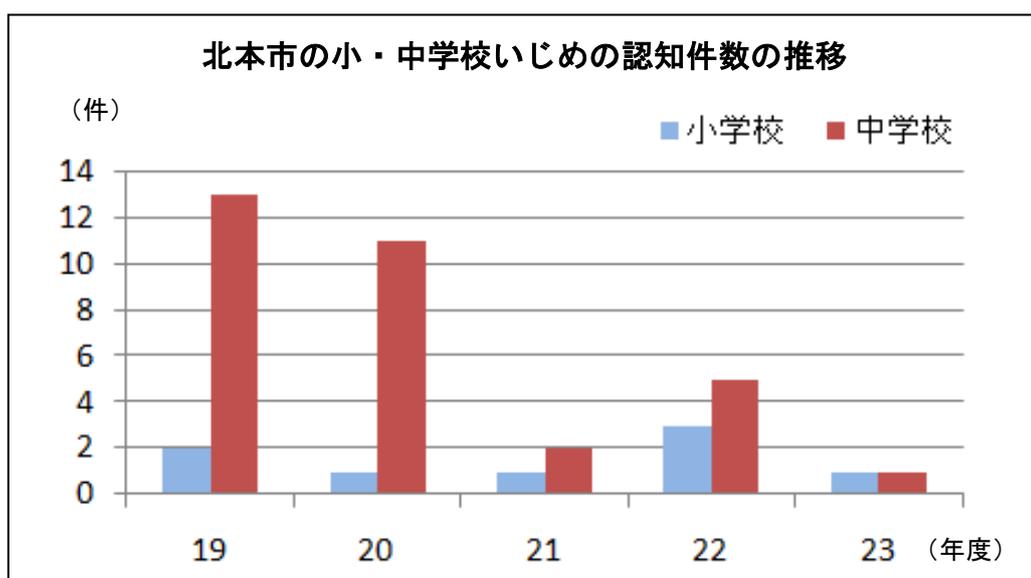
北本市の不登校児童生徒数は、国や県の状況と同様に推移しており、特に中学校における不登校の解消が課題です。

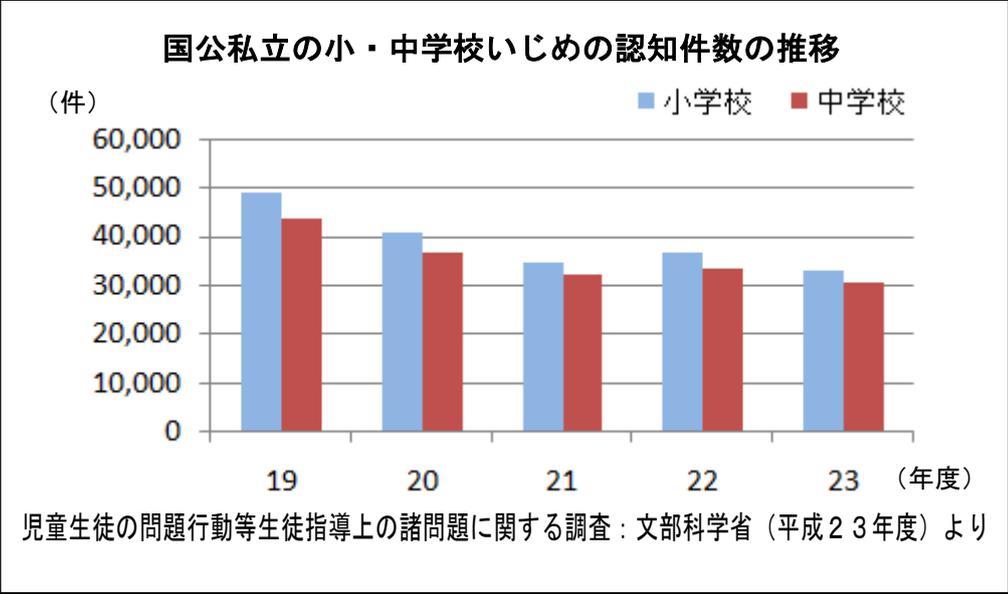
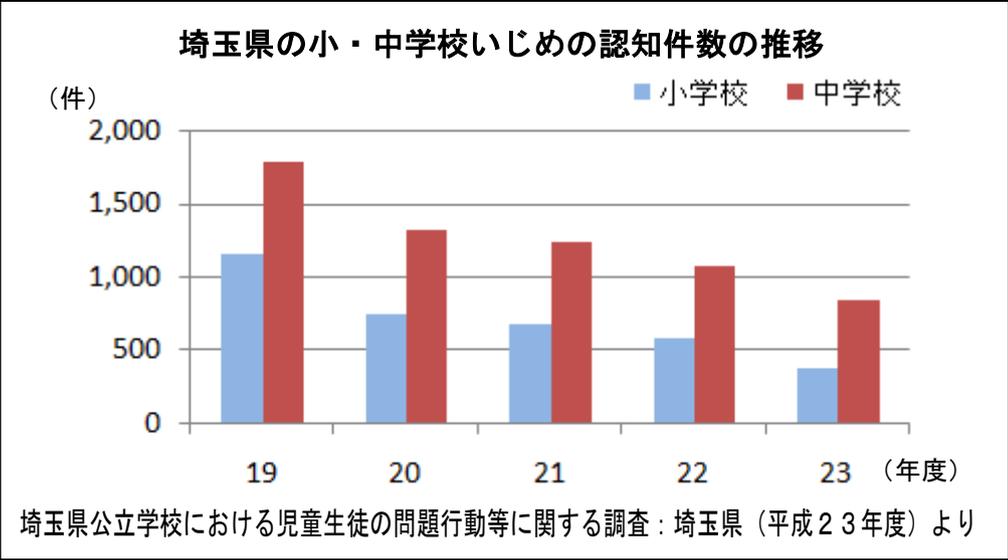




■ いじめの解消

被害者を一方的に苦しめる「いじめ^{*}」は、国や県の認知件数と比べても、近年減少傾向にあります。どの学校でも起こると認識した上で、早期発見、早期解消が重要です。近年、携帯電話などが普及し、児童生徒の所持率が年々高くなっていくことによって、ネットいじめなど、加害者が特定できないケースが発生することが懸念されます。

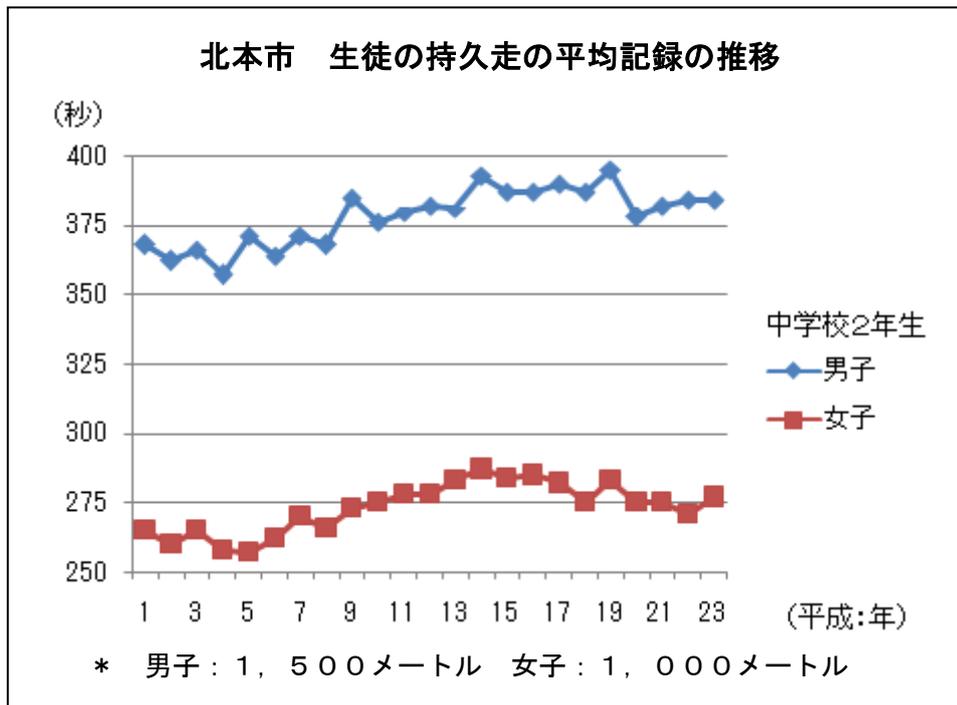




■ 子どもの体力の向上

社会や生活環境の変化に伴い、子どもたちの体力は依然低下・低迷傾向がみられます。

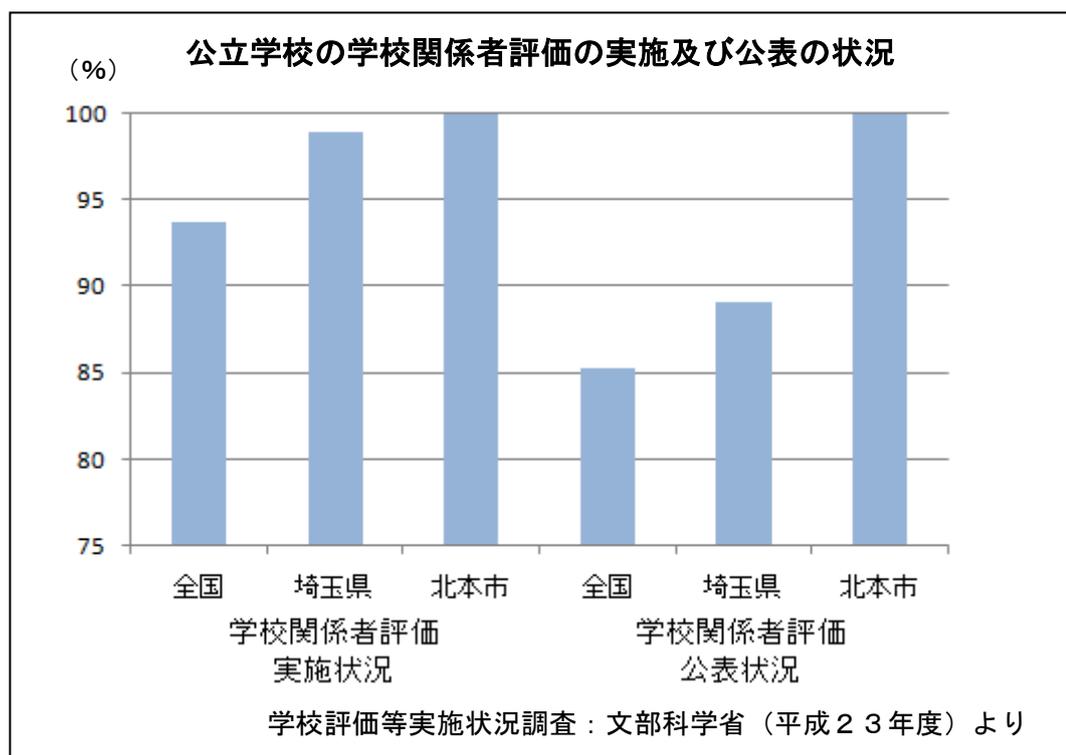
人間の活動の源であり、生涯にわたり健康な生活を営む上でも、物事に取り組む意欲や気力など、精神面の充実にも深くかかわっている体力を向上させることが課題です。



(3) 学校教育について

■ 学校運営の改善

学校の様々な課題解決のために、教職員一人ひとりが学校運営に参画し、組織的な体制を強化することが必要です。また、保護者や地域に対して、開かれた学校づくりを進めるために、*学校において自己評価を行うとともに、保護者や地域住民などによる学校関係者評価を実施し、その結果を公表して、学校運営の改善を図ることが重要です。



※学校関係者評価の公表状況は、学校関係者評価を実施した学校数に占める公表の割合を示します。

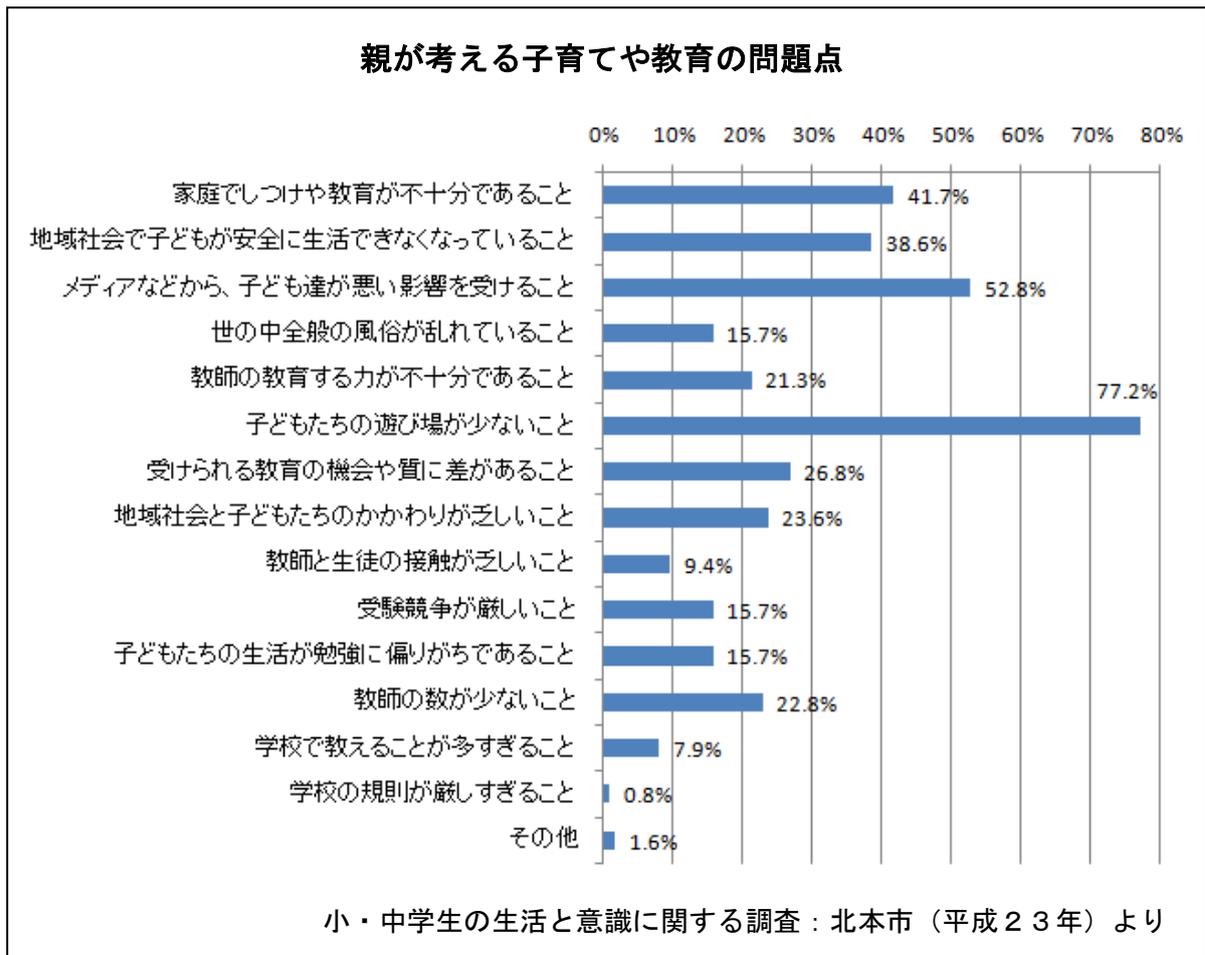
※学校の自己評価の実施及びその公表は法令上の義務、学校関係者評価の実施及びその公表は法令上の努力義務となっています。



(4) 家庭や地域の教育について

■ 家庭・地域の教育力の向上

保護者は、地域の出来事に関心をもっていますが、近所づきあいは多くなく、地域の行事への参加意識も低いのが現状です。地域の結び付きを深め、子どもに対する家庭・地域の教育力を高めることが課題です。

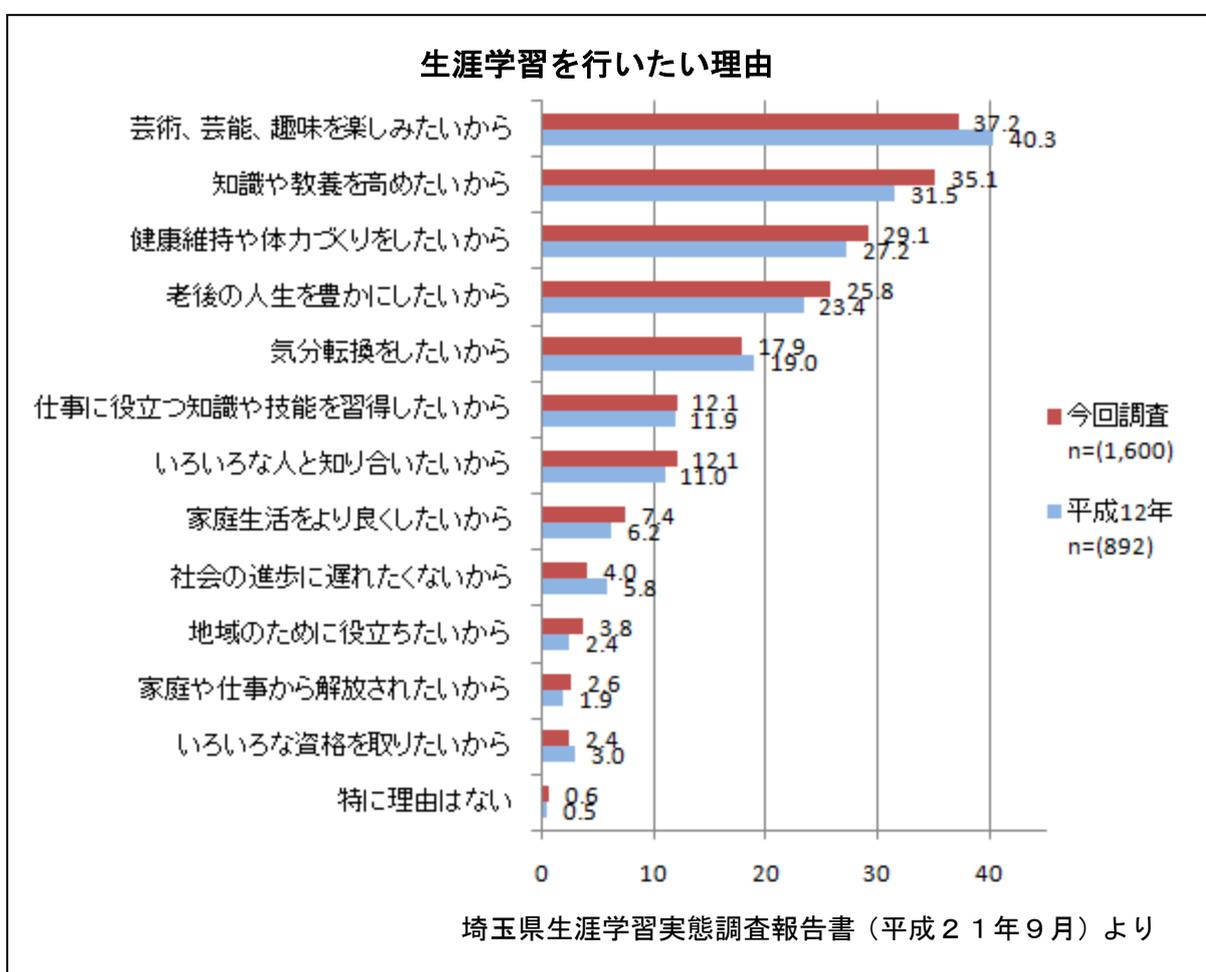


(5) 生涯学習やスポーツについて

■ 生涯学習の推進

北本市では、「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進しています。

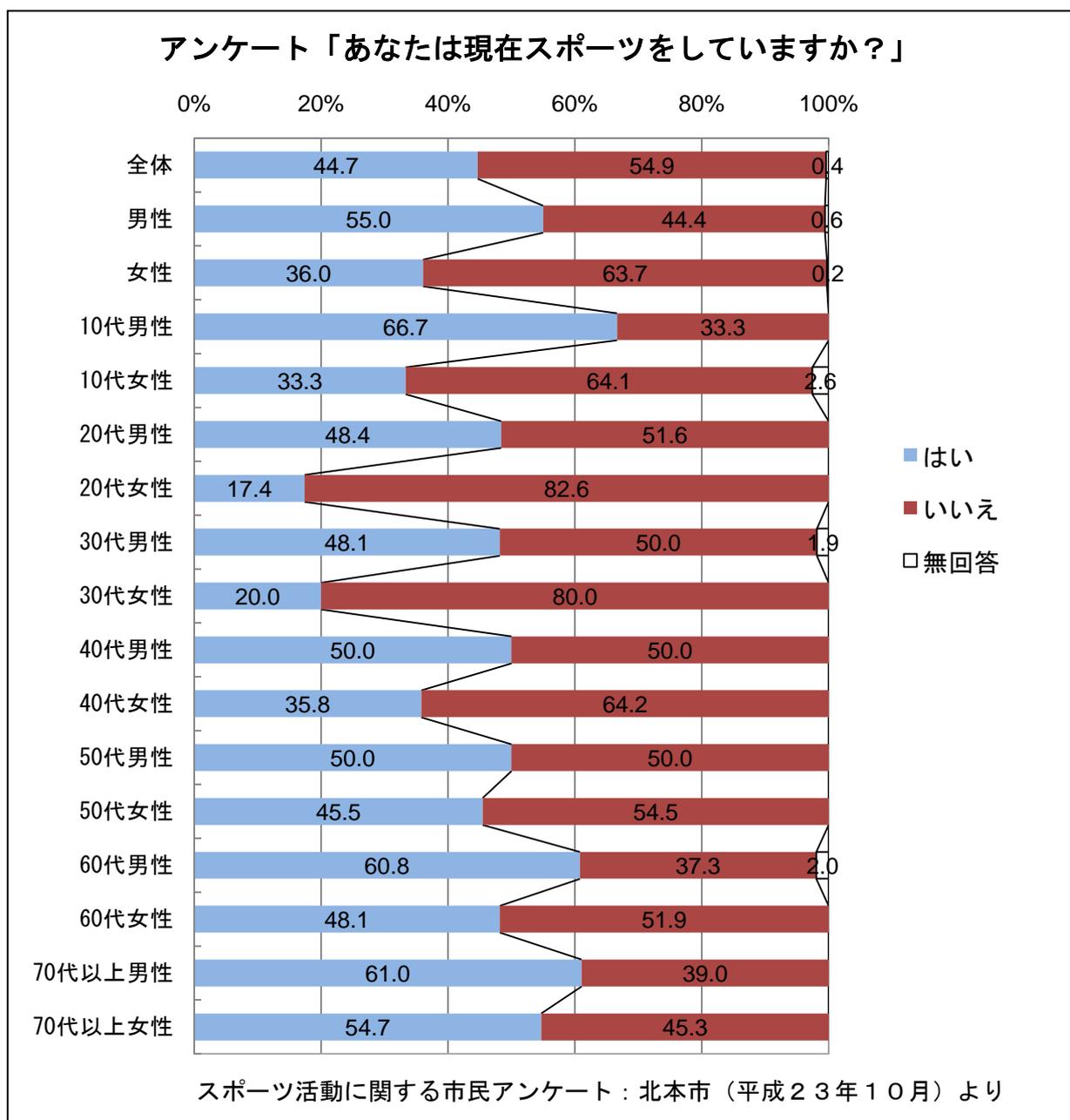
今後は、趣味的な学習とともに、環境、福祉、地域など現代的課題の学習、キャリア学習^{*}を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備が必要です。



■ スポーツ活動への支援

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとしていますが、「仕事が忙しい」「近くにスポーツ施設がない」という理由で、北本市におけるスポーツ実施率は50%を下回っています。特に、20～40歳代の女性の運動離れが顕著です。

市民が自らの年齢、興味、目的に応じてスポーツ活動に親しめるよう、多様化した課題やニーズに対して積極的、かつ、総合的に取り組む必要があります。



Ⅳ 北本の教育の基本的な考え方

1 基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第1条）と示されています。

これからの社会において、北本の子どもたちが自立し、また、自らを律しつつ、他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、わが国の持続的な発展を支えていく力をはぐくむために、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、北本市教育振興基本計画では、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、おおむね10年先を見通して次の基本理念を掲げます。

共に学び 未来を拓く 北本の教育

【計画策定の趣旨】

- 中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定します。
- 教育基本法に基づく、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- おおむね10年先を見通した理念を設定するとともに、今後5年間に取り組む基本目標と施策の体系を示します。

2 基本目標

I 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして「教育に関する3つの達成目標」の取組を行うとともに、小学校1・2年生における30人程度の学級編制など、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の確かな学力の育成を図ります。

また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、進路指導・キャリア教育^{*}を推進することにより、児童生徒の生きる力をはぐくみ、一人ひとりの自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

II 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない明るい社会づくりを目指すため、基本的人権を尊重する教育を推進するとともに、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめ^{*}や不登校^{*}、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを図るとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

III 質の高い学校教育の推進

各小・中学校のホームページ等を利用した情報発信や学校協議会等の効果的な活用により、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員研修の一層の充実、人事配置の改善、人事評価制度の活用等を行うことにより、一人ひとりの教職員の資質の向上や総合的な学校力の向上を図ります。

また、学校施設をはじめとした教育環境の整備を推進します。

さらに、幼稚園・保育園・小学校及び小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子どもたちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

IV 家庭・地域の教育力の向上

子どもたちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる環境を整えるため、家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進を図るとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子どもの読書活動の推進を図ります。

さらに、地域活動室^{*}事業と学校応援団^{*}の活動の推進をとおして、地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動の充実を図ります。

V 生涯学習とスポーツの振興

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、そのための機会や情報を提供するとともに、競技スポーツの基盤づくりに努めます。

さらに、地域の長い歴史の中で独自の発展を遂げてきた北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、市民への文化芸術活動の発表の場の提供や地域文化の振興をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。



第2章 施策の展開

施策の体系

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策の体系

基本理念

共に学び 未来を拓く 北本の教育

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成	基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進	基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上	基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興
1 「教育に関する3つの達成目標」の推進 2 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善 3 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進 4 進路指導・キャリア教育の推進 5 本物にふれる事業の推進 6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進	1 基本的人権を尊重する教育の推進 2 人権啓発活動の推進 3 心の教育の推進 4 ボランティア・福祉教育の推進 5 生徒指導・教育相談体制の充実 6 児童生徒の健康の保持増進 7 運動習慣の形成と体力向上の推進 8 安全教育の推進と安全管理の徹底	1 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進 2 教職員の資質の向上 3 教育環境の整備・充実 4 学校経営の改革推進 5 異校種間連携や小中一貫教育の推進	1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進 2 地域の教育推進体制の充実 3 子どもの読書活動の推進 4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進	1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進 2 学習施設の整備・運営の充実 3 スポーツ活動の推進 4 文化財保護の推進 5 文化芸術活動の推進

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策1 「教育に関する3つの達成目標」の推進

施策2 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善

施策3 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進

施策4 進路指導・キャリア教育の推進

施策5 本物にふれる事業の推進

施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策1 「教育に関する3つの達成目標」の推進

—現状と課題—

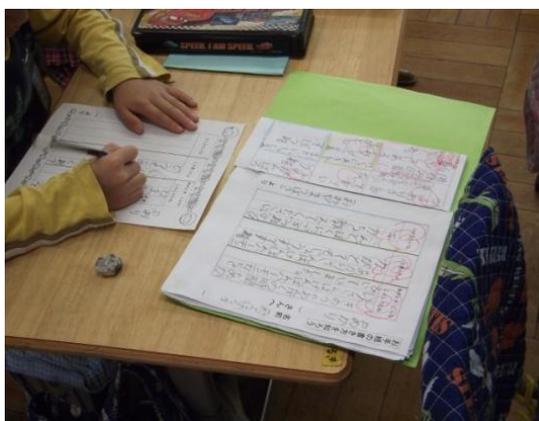
近年、子どもたちの学習意欲、学力、規範意識や体力の低下などが指摘されています。このため、学校・家庭・地域が連携して教育活動を展開し、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせる必要があります。

■施策の方向性

- 小・中学校、家庭、地域が連携し、「教育に関する3つの達成目標」を推進し、知・徳・体の基礎を確実に身に付けさせ、子どもたちの生きる力を育てます。

■主な取組

- 「教育に関する3つの達成目標」（学力）の推進
 - ・児童生徒に「読む・書く」、「計算」の達成目標の内容を確実に身に付けることができるよう指導體制や指導方法の工夫・改善を行い、結果を検証しながら教育活動の充実に努めます。
 - ・学習指導要領の改訂などに伴い、必要に応じて内容や目標を見直します。
- 「教育に関する3つの達成目標」（規律ある態度）の推進
 - ・児童生徒に基本的な生活習慣や学習習慣を確実に身に付けることができるよう指導體制や指導方法の工夫・改善を行い、結果を検証しながら教育活動の充実に努めます。
 - ・礼儀正しく人と接する習慣を身に付けるため、各小・中学校であいさつ運動を実施します。
- 「教育に関する3つの達成目標」（体力）の推進
 - ・「体力」達成目標について、児童生徒一人ひとりの体力向上目標値を設定し、体力向上に取り組めます。



「読む・書く」「計算」



規律ある態度の取組



新体力テスト

教育に関する3つの達成目標

学力

学習指導要領に基づき、「読む・書く」、「計算」の観点を中心に、子どもたちの学力の土台づくりを進めようとするものです。

規律ある態度

基本的な生活習慣や学習態度を身に付けさせるとともに、思いやりや感謝の心、公共心、善悪を判断するなど豊かな心をはぐくもうとするものです。

体力

活動の源であり、豊かな人間性や「生きる力」の重要な要素である基礎的な「体力」を向上させようとするものです。

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策2 確かな学力の育成と指導方法の工夫・改善

—現状と課題—

学習到達度調査（PISA）によると、学力の基礎基本が身に付いていなかったり、学校以外では自ら学習しない生徒が多いなどの課題が見られます。

今、子どもたちには、激しく変化する社会を生き抜くために、基礎的・基本的な知識や技能はもちろん、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた幅広い学力が求められています。また、身に付けた学力を生涯にわたって活用するとともに、学び続ける意欲の向上も必要です。

■施策の方向性

- 県や市の学習状況調査の結果などの分析をもとに、各小・中学校が学力の状況を把握し、実効ある対策を立て、積極的に授業に生かすとともに、家庭と積極的に連携し、家庭学習の定着を図ります。
- 課題研究や校内研修を活用し、教職員の指導力向上を目指します。

■主な取組

- 生きる力の育成を目指した教育課程の充実
 - ・地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性を十分考慮し、適切な教育課程の編成・実施・評価を行い、その改善に努めます。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用の推進
 - ・新学習指導要領に基づき、児童生徒一人ひとりに「読む・書く」、「計算」を中心として、基礎的・基本的な内容を身に付けさせます。
 - ・学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを含めた確かな学力を確実に身に付けさせるため、意欲喚起や言語活動の充実を目指した指導の内容と方法を工夫し、改善を図ります。
- 義務教育9年間における学びと育ちの連続性を重視した教育の推進
 - ・児童生徒や教員相互の交流を活性化し、互いの学校文化の理解、子どもの指導に関する情報の共有化などを図ります。
- きめ細かな学習指導を展開するための小1、小2における少人数学級の充実
 - ・30人程度学級を実施し、個に応じた指導を行うことで、規律ある態度の育成や学力向上を図ります。
 - ・少人数学級での研究授業を実施することで、教師の指導力を高め、学力向上へつなげ

ます。

○学力調査を活用した児童生徒の実態把握と実効ある対策の実施及び評価

- ・各小・中学校での実効ある対策と学力向上プラン^{*}をもとに、授業の工夫をするとともに、学力向上推進委員会^{*}でその達成度を評価します。

○地域の教育力を活用した土曜日・長期休業日における補習の推進

- ・児童生徒一人ひとりの学力の向上を図るために、各小・中学校の実態に合わせて、学習支援のボランティアの協力を得るなど、地域の教育力を活用した補習を実施します。



昔の遊び（生活科の学習）



土曜補習



基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策3 時代の変化や社会の変化に対応する教育の推進

—現状と課題—

時代の変化や社会の急速な情報化に伴い、教育の情報化が求められています。そのため、ICT^{*}機器を活用した授業の推進やICT環境の整備、情報モラル^{*}教育や研修等に取り組むことが必要です。さらに、児童生徒が情報を主体的に選択し活用する情報活用能力の育成を図ることが求められています。

また、持続可能な循環型社会を実現するための環境教育や児童生徒に豊かな国際感覚を身に付けさせる国際理解教育、福祉・介護・ボランティア活動に関する課題意識を身に付けさせるボランティア・福祉教育も近年、その重要度が高まっています。

さらに、学校図書館においては、言語活動の充実が求められる中、学校の教育活動全般を情報面から支えるものとして有効活用することが求められています。そのためには、施設設備の充実、管理体制の整備が必要です。

■施策の方向性

- 児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成します。また、情報モラルについての理解を深めます。
- 将来にわたって安心して生活できる持続可能な社会の構築に向けた環境教育を推進します。
- 国際理解教育を推進するとともに、ALT^{*}の配置や指導方法の研究を推進することで、さらなる充実を図ります。
- 福祉の心を育てる教育の充実に努め、関係機関との連携を深めて、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実を努めます。
- 学校図書館を積極的に活用できる環境づくりに努め、読書活動を推進します。

■主な取組

- 情報教育の推進
 - ・情報モラル教育の徹底を図るため、教職員対象の研修会を実施します。
 - ・児童生徒に対して、情報モラルを含めたネットトラブル等に関する指導を積極的に実施します。
 - ・校内LANを活用した情報の共有化を図り、校務の効率化と効果的な授業の実現を図ります。

・インターネットなど多様なメディアを活用した教育の充実を図ります。

○環境教育の推進

- ・学校生活や家庭生活中で、自然を大切にしたい思いをはぐくみ、限りある資源を安全に、かつ、大切に活用する循環型社会を目指すための教育を推進します。
- ・自然に対する関心を高めさせるとともに、地域の人々と連携し、学校緑化運動や野外活動センター等の施設を活用した自然にふれあう教育を推進します。

○国際理解教育の推進

- ・ALT^{*}を計画的に配置し、研修により指導力を向上させ、児童生徒のコミュニケーション能力を高めさせる英語教育の充実を図ります。
- ・わが国の伝統文化に対する理解を深め、尊重する態度をはぐくむとともに、諸外国の文化に対する理解を深め、広い視野をもった児童生徒を育てる教育を推進します。
- ・小学校段階からの外国語活動を推進するために、教員研修の充実を図ります。

○ボランティア・福祉教育の推進

- ・ボランティア活動や福祉体験への参加を促すための啓発活動を行うとともに、学校や地域の実態に即したボランティア活動や福祉体験の充実を図ります。

○学校図書館教育の充実

- ・児童生徒の望ましい読書習慣の形成を図るため、学校の教育活動全体をとおして、多様な指導の展開を図ります。
- ・読み聞かせや朝読書等により、読書活動のきっかけをつくり、習慣化を図ります。
- ・全校に専門的な知識をもつ司書教諭を配置するとともに、資格取得のための環境づくりに努めます。
- ・全校に指導員を配置し、読書環境の整備と質の高い読書活動の推進を図ります。



ALTとともに外国語活動を行う児童



図書館の指導員による本の紹介

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策4 進路指導・キャリア教育の推進

—現状と課題—

近年の産業・経済の構造的な変化や雇用の多様化を背景として、児童生徒の進路をめぐる環境は大きく変化しています。このような変化の中で、様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立できるような教育が求められています。

児童生徒が、職業や勤労、学校での学習や諸活動に関心をもち、積極的にかかわろうとする意欲をもつように、指導・支援する必要があります。

■施策の方向性

- 小学校段階からの教育活動を通じて、組織的・系統的なキャリア教育^{*}を推進します。
- 将来働くことについて意欲や関心をもてるように、学校・地域・企業などが一体となつて、職場体験活動を推進します。

■主な取組

- 積極的な進路相談の推進
 - ・児童生徒が明確な目的意識をもって、主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育を実施します。
 - ・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導・進路相談を実施します。
- 家庭や関連機関との連携の強化
 - ・学校だより、家庭教育講演会等で家庭における進路教育を啓発します。
 - ・職業に関心をもたせるため、地域の職業人による講演会等を開催します。
- 職場体験の充実
 - ・企業や施設などにおける職場体験を関係機関と一体となって実施します。
- 職業教育・産業教育の推進
 - ・社会人や職業人として、自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、望ましい職業観・勤労観を育成します。



中学生職場体験



基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策5 本物にふれる事業の推進

—現状と課題—

近年、ICTの目覚ましい発展により、多くの情報が早く入手できるようになっています。さらに、その情報もバーチャル^{*}であり本物に近くなってきています。知識として得る情報として、短時間にそして簡単に入手できるものであり、調べ学習などに活用されています。しかし、単に知識の習得だけに終わり、得たことから発展させることや身近にとらえることなどにおいて課題があります。

■施策の方向性

- 子どもたちが本物に直接ふれる体験をとおして、その場で驚きや感動を味わうことにより感性をはぐくむとともに、疑問の目をもつことにより発展的な考えを養うため、本物にふれる事業を推進します。

■主な取組

○学校クラスコンサートの実施

- ・児童を対象に、ピアノ、フルート、バイオリン等のプロの演奏者を招き、クラスごとのミニ演奏会を実施します。息遣いを感じるほど近くでプロの演奏を聴くことにより、音楽性を高めるとともに感動する心を養います。

○ふれあい講演会の実施

- ・様々な職業や経歴の方を講師に招き、直に生き方の指針や社会人としてのマナーなどを学びます。

○こころの教育推進事業^{*}の実施

- ・小学校にスポーツや科学、職人、芸術家等の専門家（プロフェッショナル）の方々を招き、授業や学校内でのふれあい活動、教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図ります。



クラスコンサートで本物の演奏に聴き入る児童



元プロ野球選手の指導で野球体験をする児童

基本目標Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

施策6 ノーマライゼーションの理念に基づく特別支援教育の推進

—現状と課題—

子どもたちが一人ひとりの違いを認め合って、障がいの有無にかかわらず助け合うという考え方が自然にはぐくまれる環境づくりが求められています。

また、特別な教育的支援を必要とする子どもたちには早期からの支援が重要であることから、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援体制の整備、指導体制や学校全体の施設設備の充実を図ることが重要です。

■施策の方向性

- 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが活動を共にする機会を積極的に設け、心のバリアフリーを深める教育を推進します。
- 特別支援教育体制の充実を図り、特別支援教育コーディネーター^{*}を中心に保護者や専門機関との連携を図ります。
- 各小・中学校における特別支援教育に係る研修の充実を図ります。
- 就学支援委員会^{*}の充実を図ります。
- ノーマライゼーション^{*}の理念に基づく施設設備の整備に努めます。

■主な取組

- 心のバリアフリーを深める教育の推進
 - ・支援籍^{*}を置くことで、居住地の小・中学校に籍を置き、地域とのつながりを深めます。
- 障がいのある児童生徒への社会で自立できる自信と力をはぐくむ教育の推進
 - ・幼児期からのきめ細かな支援体制で、個に応じた指導を実践します。
 - ・個に応じた支援計画をもとに継続した指導^{*}を実践します。
- 特別支援学級^{*}や通級指導教室^{*}の特性を生かした特別支援教育の充実
 - ・特別支援学級や通級指導教室において、一人ひとりに応じた個別の指導を行い、適切な支援に取り組みます。
- 特別支援学級及び通常の学級における支援員の有効活用
 - ・通常学級における支援が必要な児童への補助として、各小学校に支援員を配置して教育活動の充実を図ります。
 - ・特別支援学級における支援が必要な児童生徒の補助として、特別支援学級のある小・中学校に支援員を配置して教育活動の充実を図ります。

- LD^{*}・ADHD^{*}・高機能自閉症^{*}等の児童生徒の理解と指導の充実
 - ・特別支援教育コーディネーターを配置し、研修により資質の向上に努めます。
 - ・各小・中学校における特別支援教育に関する研修の充実を図ります。
- 適正な就学相談・就学支援の推進
 - ・就学支援委員会^{*}において、より良い就学先について検討します。
 - ・専門的な立場の方や就学に係る専門委員の参観のもとで、適正に就学先を判断し、保護者に対して支援を行います。
- ノーマライゼーション^{*}の理念に基づく施設設備の整備
 - ・スロープ、手すり等、ノーマライゼーションの理念に基づく施設設備の充実を図ります。



道徳の授業



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策 1 基本的人権を尊重する教育の推進

施策 2 人権啓発活動の推進

施策 3 心の教育の推進

施策 4 ボランティア・福祉教育の推進

施策 5 生徒指導・教育相談体制の充実

施策 6 児童生徒の健康の保持増進

施策 7 運動習慣の形成と体力向上の推進

施策 8 安全教育の推進と安全管理の徹底

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策1 基本的人権を尊重する教育の推進

—現状と課題—

人間関係の希薄化や大人社会のモラルの低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、いじめ^{*}の深刻化、虐待等、人権に係る様々な問題が発生しています。

そこで、子どもの発達段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮が行動や態度に自然に現れるような人権感覚を身に付けさせることが重要です。

さらに、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、北本市男女共同参画プラン^{*}の趣旨に沿った教育を着実に推進することが重要です。

■施策の方向性

- 人権教育推進体制の充実を図ります。
- 学校教育及び社会教育における人権教育を推進します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育を推進します。

■主な取組

- 人権教育推進体制の充実
 - ・小・中学校における人権教育全体に係る計画を整備し、その充実を図ります。
 - ・小・中学校における児童虐待対応の中心となる教職員などの研修を充実させ、家庭や地域の関係機関と連携し、児童虐待を防止します。
- 学校教育及び社会教育における人権教育の推進
 - ・小・中学校における人権教育研修会を実施し、教職員の人権意識の高揚を図ります。
 - ・各種の人権課題に応じた社会教育講座や各公民館における人権教育研修会を実施します。
 - ・児童生徒の豊かな心や人権感覚をはぐくむため、体験活動や参加体験型の学習を取り入れた、人権感覚育成プログラム^{*}を普及させます。
 - ・同和問題に関する学習意欲の喚起及び理解を深めるための学習を実施します。
- 男女共同参画社会の確立に向けた教育の推進
 - ・男女共同参画を推進するために、各種セミナーや講演会を実施します。
 - ・次世代を担う子どもたちへの男女共同参画の意識づくりをするため、学校や家庭における男女の人権を等しく尊重する男女平等教育を推進します。



人権教育に係る研修



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策2 人権啓発活動の推進

—現状と課題—

本市では、人権啓発活動の推進を図るため、3つの人権啓発資料を毎年作成しています。「ふれあい」「けやき」については、市内全戸に配布しています。「じんけん」については、市内の全児童生徒に配布し、人権教育の資料に取り入れています。今後も引き続き人権啓発活動の推進が求められます。

■施策の方向性

- 人権教育啓発資料を刊行して、人権啓発活動の推進を図ります。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発を図ります。

■主な取組

- 人権教育啓発資料の刊行
 - ・人権教育啓発資料「ふれあい」、北本市人権教育推進委員会広報「けやき」、人権文集「じんけん」を発行します。
- 北本市児童憲章「北本っ子未来へのちかい」の普及啓発
 - ・小・中学校、公民館等に掲示し、市民への周知・啓発を行います。



人権教育啓発資料

北本市児童憲章

北本っ子未来へのちかい

わたしたちは
緑にかこまれた北本の未来のために、
明るく、たくましく、
自分の道を進んでいくことを約束し、
ここに「北本っ子未来へのちかい」を定めます。

- いのち・健康**
すべての命を大切にし、元気に自分らしく生活します。
- 夢・希望**
夢をかなえるため、未来に向かって挑戦します。
- 友情・思いやり**
相手の気持ちを考え、友だちの輪を広げていきます。
- 感謝・礼儀**
感謝の心を持ち、大きな声であいさつをします。
- 自然・ふるさと**
緑いっぱい、ふれあいいっぱいの北本をつくります。

（平成13年10月25日制定）

北本市児童憲章
「北本っ子未来へのちかい」

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策3 心の教育の推進

—現状と課題—

今の子どもたちは、少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他人への思いやりや社会性、倫理観や正義感などについての意識が弱くなってきています。

生命を大切にし、他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの豊かな心をはぐくむためには、学校・家庭・地域が一体となって心の教育に取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。
- 学校・家庭・地域が一体となって、児童生徒の他人を思いやる心や公共の精神などを培います。

■主な取組

- 道徳の時間における学習指導の工夫
 - ・心のノート^{*}や彩の国の道徳^{*}など、各種資料を効果的に活用するとともに、話し合いの形態などを工夫することで、児童生徒の多様な感じ方や考え方を引き出し、道徳的実践力を育成します。
- 特別活動・部活動の充実
 - ・心の教育を推進し、奉仕体験活動、文化芸術活動などの特別活動の充実を図り、児童生徒の感性を磨き、豊かな情操を養います。
 - ・支え合い、認め合い、高め合う人間関係と自主・共同の精神をはぐくむ、活力ある部活動の展開を推進します。
 - ・より専門的な指導を補完できる部活動の指導員を配置して、充実した部活動を推進します。
- 体験的な学習等の推進
 - ・豊かな心をはぐくむため自然体験や農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。

○北本ふれあい家族の日の取組の実施

- ・10月第1土曜日を「北本ふれあい家族の日」と名付け、児童生徒から家族で取り組んだ作品、家族にまつわる作品を募集することで、家族のふれあいを深め、改めて家族を振り返り、家族のあり方を考えるきっかけとします。

○こころの教育推進事業^{*}の実施

- ・児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図るため、小学校に芸術やスポーツなどに専門的な経験や知識をもった講師を配置します。



小学校自然体験



北本ふれあい家族の日

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策4 ボランティア・福祉教育の推進

—現状と課題—

児童生徒が乳幼児や高齢者及び介護を必要とする人の気持ちにふれたり、生活上の困難さを体感し、福祉や介護への関心を高め、より良い生き方を目指していくことはとても大切なことです。

今後、さらに高齢化が進行する中で、福祉や介護に関する問題を主体的に取り組む姿勢を身に付けさせる取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向性

- 児童生徒の発達段階をふまえた、福祉の心を育てる教育の充実に努めます。
- 関係機関等との連携を深め、福祉やボランティアに関する体験的な活動の充実に努めます。

■主な取組

- ボランティア・福祉に係る体験的教育活動の推進
 - ・児童生徒の発達段階に応じ、乳幼児・高齢者・障がい者に対する思いやりの心をはぐくむため、体験活動、施設訪問などを行います。
- 関係団体との適切な連携
 - ・地域の福祉施設などの関係団体との連携により、福祉に関する体験活動の充実に図ります。



小学生による車椅子体験



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策5 生徒指導・教育相談体制の充実

—現状と課題—

年齢に応じて身に付けるべき規範意識や社会でのマナーを身に付けられていない子どもたちが増えていることにより、小1*プロブレムや学級崩壊*などへの対応が課題となります。子どもたちの問題行動の予防や解決に当たっては、家庭と連携して、一貫性をもった生徒指導体制をすべての学校で整備することが必要です。

また、少年非行については、全国的に刑法犯で検挙・補導された中学生の割合が高校生の割合を上回るなど低年齢化が進み、再非行の割合も高い状況です。少年非行を防止するための取組や、非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、関係機関と連携して取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動をとおして積極的な生徒指導を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、非行問題行動の防止や有害環境から子どもを守る取組を行います。
- 非行など様々な問題を抱える少年の立ち直り支援に向けた取組や家庭への支援を推進します。

■主な取組

- 児童生徒・保護者等との信頼関係に基づく指導の充実
 - ・子どもたちの視線に立った指導を、保護者との連携を図りながら実施します。
 - ・コミュニケーションを大事にし、家庭と情報を共有化して、すべての児童生徒の成長を第一とした指導を行います。
- 教職員の共通理解に基づく指導の推進
 - ・いじめ*、不登校*等の問題に対して、「どの子どもにも」「どの学校、学級でも起こりうる」という認識のもと、全職員が共通理解・共通行動で対応し、その変容、見届けを大切にします。
 - ・いじめについて、アンケートを毎月実施し、被害者の立場に立った指導、早期発見・解消を目指します。
- 教育相談体制の充実
 - ・教育センターにおける学校生活になじめない児童生徒の教育相談、学習支援を推進し、学校での学習に復帰できるように支援します。

- 生徒の不登校^{*}、いじめ^{*}等に早急に対応するため、中学校におけるさわやか相談員^{*}による教育相談活動を推進します。
 - 児童生徒がおかれた家庭、友人関係等の諸問題について解決を図るため、スクールソーシャルワーカー^{*}の活動を推進します。
- 学校間連携の推進
- 中1ギャップ^{*}を解消するために小・中学校教員の連携・交流をとおり、児童が安心して中学校に進学し、順調に中学校生活を送れるように支援します。
- 校内指導体制の整備と関係諸機関との適切な連携
- 連絡協議会を開催し、学校同士の連携やP T A、地域、警察、児童相談所との連携を深めます。
 - 市内共通の生徒指導項目を定め、統一した生徒指導の基本を徹底するとともに、各小・中学校への支援を充実させます。



北本市健全育成連絡協議会



学校と警察の連携に係る研修会

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策6 児童生徒の健康の保持増進

—現状と課題—

子どもたちを取り巻く生活環境の急激な変化は、子どもたちの心身の発達に大きな影響を与えています。ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患の増加、性に関する問題行動、生活習慣病や薬物乱用、食生活の乱れなど、様々な健康に関する課題が顕在化しています。

学校・家庭・地域が連携して、子どもの生活リズムを整えることなど、子どもの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

また、学校では、学校の保健計画に基づき校内の指導体制を整備することが求められています。

■施策の方向性

- 学校、家庭、学校医等の連携を密にして、組織的な学校保健活動を推進します。
- 国や県の食育推進計画を踏まえ、朝食欠食の解消を重点に、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- 性に関する問題行動や喫煙、飲酒、薬物乱用の防止など、生徒指導とも関連させながら、学校保健に係る現代的課題として対応する教育を推進します。

■主な取組

- 学校保健活動の充実
 - ・各小・中学校で学校の保健計画を作成するとともに、学校保健委員会の充実、家庭や学校医等との連携を図りながら、基本的な生活習慣を確立する等、子どもたちの健康の保持増進のための組織的な活動を推進します。
 - ・保健教育を効果的に進め、子どもたちが生涯をとおして自らの健康を管理し、改善していこうとする実践力を育てます。
- 学校環境衛生の維持管理
 - ・学校環境衛生基準等に基づき、各教室、飲料水、プール等における衛生の維持管理に努めるとともに、放射能汚染から児童生徒を守ります。
- 食育の推進
 - ・子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校と家庭が連携し朝食欠食の解消に取り組みます。
 - ・栄養教諭や学校栄養職員等の専門性を活用し、食育の充実に努めます。

- 学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、授業研究会や研修会の充実を図ります。また、県教育委員会等が開催する講習会等へ職員を派遣します。
- 給食主任部会や学校栄養士会をとおして、学校給食における地産地消を推進し、食に対する関心を高め、理解を深めます。
- 保健学習や保健指導の充実を図り、手洗いや給食着着用など衛生習慣確立の徹底を図ります。
- 学校給食衛生管理基準に基づく学校給食調理場における衛生管理に努めるとともに、安全な食材の提供に努めます。

○性に関する指導の推進

- 担任、保健体育科教員、保健主事、養護教諭等、学校保健担当者への研修の実施や情報提供などにより、子どもたちの心と体のバランスに配慮した性教育に努め、性感染症の理解や予防、適切な行動選択への意識啓発を図ります。

○喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進

- 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する啓発資料の活用等を図り、教職員の意識啓発に努めます。
- 保健学習を中心に、一方的な知識の伝達ではなく、児童生徒が自ら考え、適切な判断ができるような指導を推進します。
- 児童生徒の発達段階に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関とが連携し、効果的な薬物乱用防止教室を実施します。



食育授業研究会



薬物乱用防止教室

基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策7 運動習慣の形成と体力向上の推進

—現状と課題—

子どもの日常生活から運動や遊びの時間・空間・仲間が減少しており、北本市の児童生徒の全体としての体力は県平均値よりやや良い状況にあるものの、昭和60年頃をピークに低下、停滞傾向にあります。

運動習慣の形成と体力の向上を推進するには、体育授業のより一層の充実を図るとともに、学校教育活動全体で体力向上に取り組むことが重要です。

また、学校における運動部活動は、生徒の豊かな人間性をはぐくむとともに、体力向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な技術指導ができる顧問教員などの確保が課題となっています。

■施策の方向性

- 「教育に関する3つの達成目標」(体力)を推進します。
- 体力向上推進校^{*}を核に、学校体育の充実を図り、児童生徒の体力向上に取り組めます。
- 専門的な技術指導ができる地域の外部人材を積極的に活用するなど、学校体育・運動部活動の充実に取り組めます。
- 児童対象の運動教室を開催し、児童のスポーツに親しむ動機付けを行います。

■主な取組

- 「教育に関する3つの達成目標」(体力)の推進
 - ・「体力」達成目標について、児童生徒一人ひとりの体力向上目標値を設定し、学校・家庭・地域が連携し、体力向上に取り組めます。
- 学校体育の充実
 - ・体力向上推進委員会^{*}において、児童生徒の体力の現状と課題を明確にするとともに、具体的な解決策を検討し、各小・中学校での実践、検証に生かします。
 - ・体力向上推進校において、体力向上のための研究実践を推進し、その成果を市内の学校に広めます。
 - ・体育の授業研究会を開催するとともに、教員の専門的な指導力を高めるための講演会や講習会を充実します。また、県教育委員会等が開催する講習会へ教職員を派遣します。
 - ・水泳や中学校武道などの体育授業に地域の人材を活用し、専門的な技術指導の充実を図ります。

○体育的活動の充実及び外遊びの奨励

- ・体を動かす心地良さや友達と交流する楽しさを実感できる体育的行事を充実させるとともに、休み時間の外遊びを奨励します。

○運動部活動の充実

- ・中学校運動部活動の指導の充実を図るために、外部指導者を活用するとともに、運動部活動の顧問を県教育委員会等主催の実技指導者講習会に積極的に派遣します。
- ・学校の実態などに応じて、近隣の学校と合同で運動部を組織する複数校合同部活動の取組を支援します。
- ・夏休み期間等において、小学校6年生の部活動体験を実施し、児童の部活動に対する関心及び意欲を高めます。

○児童対象の運動教室の開催

- ・器械体操や陸上競技、水泳等の専門家を講師に招き、児童の運動に対する興味・関心を高めるとともに、基礎・基本の定着を図ります。



小学校体育実技講習会



必修化された武道（柔道）の授業



基本目標Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

施策8 安全教育の推進と安全管理の徹底

—現状と課題—

登下校時や校内においての様々なに変化する周辺環境の中で、学校は、児童生徒を守るための安全確保に努めています。

児童生徒には、今後、地震や火災等の災害や不審者への対応など、自ら考え判断し、適切に行動する危機対応能力の基礎を培うための教育が必要となっています。

また、東日本大震災以後、学校の被災時における迅速な避難体制の整備と、さらなる危機管理体制の確立が求められています。

さらに、地域における安全確保については、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもを守る体制づくりが大切です。

■施策の方向性

- 大切な命を守るために、交通安全教育を徹底します。
- 東日本大震災の教訓を生かした防災体制を整備します。
- 児童生徒の登下校の安全を見守る地域との連携を図ります。

■主な取組

- 交通安全の推進
 - ・通学路の安全点検と学校ボランティア等と連携した登下校時の安全指導、定期的な安全点検をはじめ、保護者と連携しての点検等をきめ細かに実施し、改善します。
 - ・児童生徒の身近な通学路を含む地域安全マップ^{*}を作成し、授業で活用することにより、地域の状況を再確認し、交通安全の意識を高めます。
 - ・児童生徒が自転車の正しい乗り方や走行について学ぶための交通安全教室を実施します。
- 災害安全（防災）の推進
 - ・災害時に適切な行動を取ることができるような児童生徒の育成を目指し、避難訓練を充実します。
 - ・北本市危機管理指針との整合性を図り、様々な災害を想定した防災マニュアルの見直しと充実を図ります。^{*}
- 生活安全の推進
 - ・教職員の危機管理意識を高めるための研修を実施します。
 - ・防犯教室の実施により、緊急時における教職員及び児童生徒の対応を指導します。

- ・施設設備の点検・改修を行うとともに、危機管理マニュアルの作成と見直しを行います。
- ・不審者対応等、学校・家庭・地域が連携した児童生徒の安全確保を徹底します。
- ・あんしんまちづくり学校パトロール隊（スクールガード）の活動を推進します。
- ・通学路の指定、帰宅が遅い時の安全確保などの児童生徒への指導を徹底します。



あんしんまちづくり学校パトロール隊による見守り活動等



基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

**施策 1 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される
学校づくりの推進**

施策 2 教職員の資質の向上

施策 3 教育環境の整備・充実

施策 4 学校経営の改革推進

施策 5 異校種間連携や小中一貫教育の推進

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策1 地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりの推進

—現状と課題—

北本市では、すべての小・中学校で学校協議会と外部評価委員会を設置し、外部人材の活用や保護者等との協力体制を整備しています。また、教職員による学校の自己評価と保護者等の学校関係者評価^{*}を実施し、学校教育の質の向上を図っています。

地域に開かれ信頼される学校を実現するためには、保護者や地域住民の意見や要望を的確に把握し、学校・家庭・地域が連携し、協力していくことが大切です。

■施策の方向性

- 各小・中学校で実施している学校評価を基にした学校運営のP D C Aサイクルの充実・改善に努めます。
- 各小・中学校が家庭や地域に説明責任を果たすことにより、学校・家庭・地域の緊密な連携を推進します。

■主な取組

- 学校協議会、学校外部評価委員会の効果的な活用
 - ・保護者、教職員、地域の有識者や企業、関係機関や団体の代表などで組織する学校協議会で、児童生徒の健全育成、学校教育の充実、学校・家庭・地域の連携などについて協議し、学校教育のより一層の充実と発展を図ります。
 - ・各小・中学校が、教育活動等の成果を検証し、より良い教育活動の提供や組織的・継続的な改善を図るため、学校外部評価委員会を設置し、外部評価を実施します。
- 教育課程の積極的な公開と学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
 - ・教育課程の計画・実施・評価の段階を積極的に公開し、学校としての説明責任を果たします。
- 学校の特色を生かした学力向上・生徒指導対策の推進
 - ・地域に開かれた学校づくりのための教育環境を整えます。
 - ・豊かな心をはぐくむための体験活動の充実を図ります。
- ホームページ等を利用した情報発信の推進
 - ・小・中学校において、自校を紹介するホームページを更新します。
 - ・保護者や地域に対して学校の活動に係る情報を発信することで、学校運営の改善を図ります。



宿泊体験学習での体験活動



基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策2 教職員の資質の向上

—現状と課題—

質の高い学校教育を推進するためには、教職員の資質向上は不可欠です。しかし、教職員の大量退職時代を迎え、教員の資質向上に向け、組織としての教職員の育成が求められています。

また、教職員にとって、教職員間の交流をとおして、相互の長所を学び合い、資質の向上を図ることも重要です。

さらに、教職員の心身の健康の保持、増進も重要な課題です。

■施策の方向性

- 教職員に係る多様な研修を充実させ、教職員の資質の向上を図ります。
- 教職員の人事交流を推進し、教員の資質の向上を図ります。
- 教職員事故を防止する学校風土を醸成し、学校教育の信頼を守ります。
- 児童生徒への適切な指導に資するため、教職員の適切な健康管理やメンタルヘルスの保持、増進を図ります。

■主な取組

- 教職員研修の充実
 - ・各小・中学校の教職員間での研修を推進し、教職員相互の連携と授業力を高めます。
 - ・若手教職員研修や教員のライフステージに応じた研修など、教職員の年齢や経験に応じた研修を充実させ、指導力及び資質の向上を図ります。
 - ・市立教育センターにおける教職員に係る各種研修会の充実を図ります。
- 教職員の人事交流の推進
 - ・広域的かつ計画的な人事交流を推進し、教員の資質の向上を図ります。
 - ・教職員の小・中学校の人事交流や兼務を推進し、指導力の向上を図ります。
- 教職員事故防止の徹底
 - ・教職員事故防止に向けて研修会の実施やポスター作成等の啓発活動を行い、意識の向上を図ります。
 - ・教職員の倫理確立に係る委員会を活性化させ、実効性を高めます。
- 学校衛生管理の充実
 - ・衛生推進者研修会の開催等により、衛生推進者の資質の向上を図るとともに、学校における労働安全衛生管理体制の充実を図ります。

- ・教職員の健康診断結果への適切な指導、悩みを共有できる職場づくり等を推進するとともに、県などの関連機関との連携をとおして、教職員の心身の健康管理に努めます。



小中連携教職員研修

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策3 教育環境の整備・充実

—現状と課題—

東日本大震災以後、学校の校舎等の耐震化や大規模改修による安全で学びやすい教育環境の整備が急務です。

また、ヒートアイランド現象^{*}や地球温暖化の防止等、環境教育の観点から、自然環境への負荷を減らす施設づくりも重要です。

さらに、経済的な理由により就学等が困難な者が無理なく就学等ができる環境づくりも重要な課題です。

■施策の方向性

- 学校施設の耐震化と同時に大規模改修を実施し、安全で快適な学習環境の整備を推進します。
- 学校施設の有効活用を図ります。
- オープンスペースを活用した新しい学習形態の工夫、研究を行い、個に応じた教育を進めます。
- 経済的理由により高校や大学への進学に支障がある家庭に対して、入学準備金貸付事業^{*}などにより支援します。
- 幼稚園就園奨励費補助事業^{*}により、就学前の家庭を支援します。

■主な取組

- 学校施設の耐震・大規模改修の推進
 - ・耐震性に問題がある校舎及び体育館の耐震補強工事を実施します。
 - ・老朽化の著しい校舎について、大規模改修工事を実施します。
 - ・学校施設の耐震・大規模改修の実施に伴い、空調設備の設置を推進します。
- 学校施設の有効活用の推進
 - ・放課後の教室で放課後子ども教室^{*}を実施します。
- オープンスペースを活用した新しい学習形態の工夫・研究
 - ・開放的な、明るい施設を用いて、子どもたちの元気な活動を活性化させます。
- 高等学校等の入学準備金貸付事業の推進
 - ・経済的な支援を必要とする家庭に対し、高校、大学等の入学金を無利子で貸し付けることで、就学の機会を得やすくします。

○幼稚園就園奨励費補助事業^{*}の推進

- ・幼稚園への就園に係る費用負担を軽減することで、幼児の就園を推奨します。



耐震工事及び大規模改修された体育館



改修されたトイレ



スペースを活用した憩いの場

基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策4 学校経営の改革推進

—現状と課題—

保護者や地域住民の信頼と期待に応える学校づくりを行うため、学校が自らの教育活動や学校経営を評価・公表し、それに基づく改善を一層進めることが大切です。

また、学校が様々な課題に対して、迅速かつ的確に対応するためには、学校の組織力を強化していくことが求められています。

■施策の方向性

- 学校の組織体制を整備し、管理職が的確にリーダーシップを発揮します。
- 学校の教育活動や学校運営の自律的かつ継続的な改善に資するために、学校評価システムなどの充実に取り組みます。

■主な取組

- 学校の組織体制の整備・充実
 - ・校長は、学校経営のビジョンを明確に提示し、教職員の共通理解のもと、リーダーシップを発揮した学校経営を推進します。
 - ・校長と教頭を中心に教職員集団をとりまとめる主幹教諭や中堅教職員などのミドルリーダーの育成を支援します。
- 学校運営に係る情報公開の推進
 - ・学校経営について、保護者等への情報発信を積極的に行います。
 - ・学校公開、学校だより、ホームページ等により、各小・中学校の様子を発信します。
- 全職員を対象にした人事評価制度の活用
 - ・様々な教育課題の解決に向けて、すべての教職員の力を結集して目指す学校像の実現を目指します。
 - ・教職員の職務遂行過程で発揮された能力、執務姿勢を正しく評価し、教職員の育成を図ります。

北本市立  北小学校

夏休みの生活目標
規則正しく生活しよう

メインメニュー
[学校紹介](#)
[学校だより](#)
[年間行事計画](#)
[問い合わせ](#)
[交通案内](#)
[学校リンク](#)
[施設開放](#)
[学校応援団](#)
[給食コーナーA](#)
[給食コーナーB](#)



8月8日 夏休みの委員会活動
植物や動物などの生き物は休みににかかわらず世話をする必要があります。

UPDRIVE 005333 ACCESS CLEAR.jp
Get Adobe Reader

学校のホームページ



基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進

施策5 異校種間連携や小中一貫教育の推進

—現状と課題—

少子高齢化や高度情報化が進展する現代社会において、子どもたちの力や態度にも大きな変化が見られるようになり、いわゆる「小1プロブレム^{*}」や「中1ギャップ^{*}」と呼ばれる問題や低年齢からの非行の増加、中学校での非行問題行動^{*}が現れてきています。

子どもには、それぞれの発達段階で経験すべき体験、行うべき課題、身に付けなければならない知識・技能があります。大人になるための適切な経験を、適切なステップを踏んで、得ていくことが必要ですが、それが達成できていない例も見られます。

■施策の方向性

- 子どもたちの生きる力をはぐくみ、次の教育場面で円滑、かつ、継続的な指導が行えるように、小学校入学前における小学校と幼稚園・保育園（所）との連携、中学校と高等学校との連携等の異校種間連携を推進します。
- 児童生徒の育ちを長期的に支援するという観点や義務教育9年間で同じ方向性を目指し、児童生徒の力を継続して支えていくという学びの連続の構築という観点から、小・中学校の連携、施設分離型の小中一貫教育を推進します。

■主な取組

- 異校種間連携の推進
 - ・幼稚園・保育園（所）・小学校相互、小・中学校の連携を深めることにより小1プロブレムや中1ギャップの解消を目指します。
- 義務教育9年間を見通した教育活動の推進
 - ・小・中学校で各年代での発達段階に応じた教育活動を柱に、教員の人事交流、児童生徒の交流などをおし、施設分離型の小中一貫教育を推進します。
 - ・学校・家庭・地域がそれぞれの立場から教育活動にかかわり、小・中学校における義務教育9年間をとおした指導方法の系統性を図り、児童生徒の生きる力の育成を図ります。

北本市の小中一貫教育

小学校から中学校へと進学する際に、学校生活の変化に対応できないことによる問題（不登校^{*}や学力低下、社会ルールの不徹底等）の増加が見られます。北本市では、これらの問題の解決に向け、小・中学校の施設は別々（施設分離型）となりますが、義務教育の9カ年をとおし、発達段階に応じた総合的な教育施策を展開します。



幼・保・小の連携に係る教職員研修

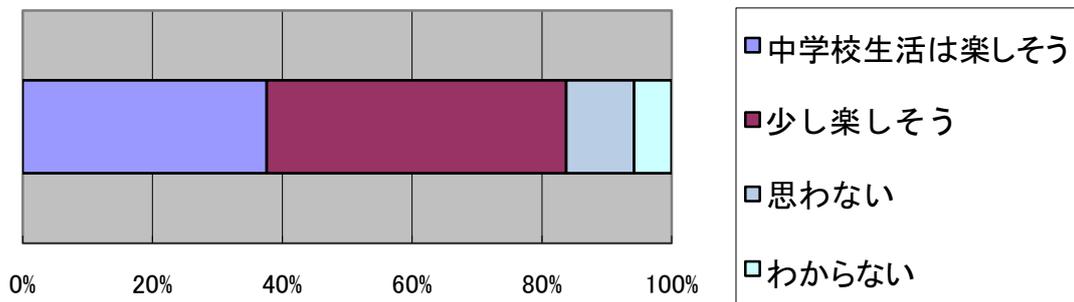


中学生が小学生に合唱を披露する
「歌声交流会」

【中学校生活は楽しいと思いますか】

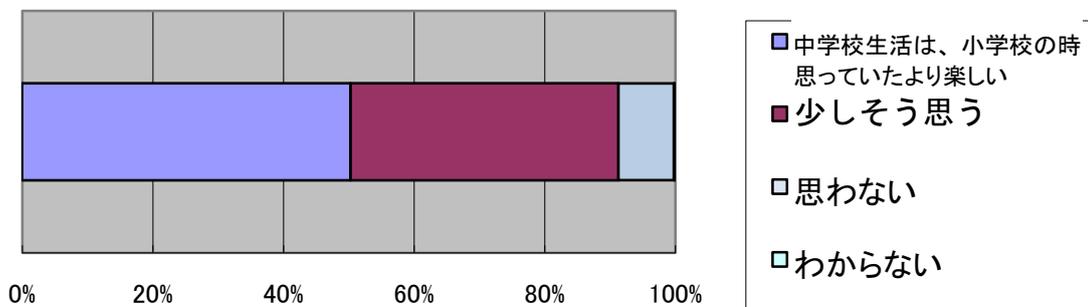
小学校6年生 アンケート結果（平成21年6月実施）

（対象：市内8小学校6年生）



中学校1年生 アンケート結果（平成21年6月実施）

（対象：市内4中学校1年生）



基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策 1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進

施策 2 地域の教育推進体制の充実

施策 3 子どもの読書活動の推進

施策 4 地域活動室事業と学校応援団の活用の推進

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策1 家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進

—現状と課題—

保護者は、家庭教育において子どもに対し生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自主性の育成や心身の調和のとれた発達の促進に努めなければなりません。そのため、市としては、保護者の自主性を尊重しながら、家庭教育を支援するために必要な施策を講じる必要があります。

現在、市内のすべての小・中学校においてPTAが組織され、家庭教育の学習機会を提供するとともに、学校・家庭相互の協力により、子どもの健全育成を図っています。今後もPTA活動をとおして、社会教育と家庭教育とが連携を深め、子どもたちの健全育成を図ることが必要です。

■施策の方向性

- 家庭教育を支援するため、家庭教育に関する学習の機会を提供します。
- PTA活動を推進するため、北本市PTA連合会に対する支援を行います。

■主な取組

- 家庭教育支援の講座の充実
 - ・家庭の教育力をより向上させるため、入学前児童の保護者対象の子育て講演会等を実施します。
- PTA活動の推進
 - ・教育講演会等、事業の活性化を図るとともに、各小・中学校のPTAが相互に情報交換し、協力できるよう、北本市PTA連合会に対する支援を行います。



教育講演会

基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策２ 地域の教育推進体制の充実

—現状と課題—

核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化の進行に伴い、家庭と地域の教育力や青少年の非行に対する地域の抑止力の低下が指摘されています。

教育に対する市民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域が力を合わせて連携し、市全体で教育に取り組むとともに、青少年と地域との絆を強くするための取組や青少年活動団体の活性化が必要です。

また、学校・家庭・地域が一体となって、放課後や週末などにおける子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や安全な居場所づくりに向け、取り組むことが重要です。

■施策の方向性

- 自然体験活動等、地域の実情に応じた多様な体験活動を実施します。
- 放課後や週末などにおいて、子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や安全な居場所づくりを支援します。
- 非行防止等、青少年の健全育成を図るため、関係団体の活動を支援します。
- 学校公開の実施により、社会全体で教育に取り組む気運を高めます。

■主な取組

- 自然体験活動等の推進
 - ・地域性を生かした自然体験活動等の取組を推進します。
- 放課後子ども教室事業^{*}の推進
 - ・小学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全な居場所を整備するとともに、地域住民の参画を得て、子どもたちの活動を支援します。
- 青少年の健全育成活動の促進
 - ・青少年の健全育成に係る情報交換会を設けるなど、関係団体の取組を支援します。
- 学校公開の実施
 - ・学校公開の実施をとおして、教育に対する地域の理解を深め、関心を高めます。



放課後子ども教室^{*}



基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策3 子どもの読書活動の推進

—現状と課題—

図書館の児童書コーナーは、利用者が増加傾向にある新聞・雑誌コーナーに隣接しており、親しみやすさの点において十分とはいえない状況にあります。

また、依然として子どもの読書離れが叫ばれる中、それへの対応と、だれもが気兼ねなく利用できるような読書環境の確保が求められています。

親子で読書に親しめることを基本とし、子どもの図書に特化した施設を設置し、読み聞かせやおはなし会をとおして、読書に親しむ機会を提供するとともに、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めることは、子育て支援の観点からも重要です。

■施策の方向性

- 幼いころから読書に親しむ環境づくりを推進します。
- 親子で読書に親しめる環境づくりを推進します。

■主な取組

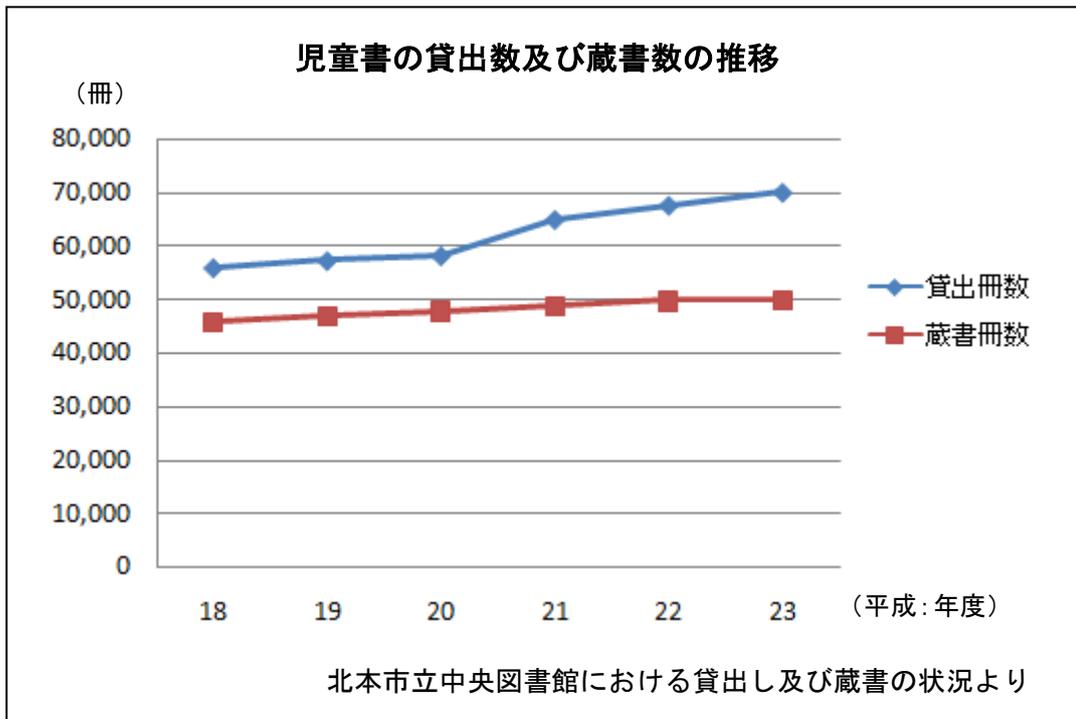
- 読書に親しむ機会の提供と充実
 - ・おはなし会を定期的実施するとともに、季節毎の各種行事においてブックトーク^{*}や読み聞かせを実施します。
 - ・おすすめ本の展示など、利用者へ積極的に情報を提供し、読書への動機付けを促進します。
 - ・子どもの読書活動を推進するための講座を開催し、親子で本に親しむための動機付けや機会を設け、子どもの読書活動への支援を図ります。
- 読書環境の整備・充実
 - ・子どもの発達段階に応じた読書環境を整えるとともに、気兼ねなく乳幼児を図書に親しませることができる環境づくりを進めるため、こども図書館の整備・充実を図ります。



おはなし会



おすすめ本の展示



基本目標Ⅳ 家庭・地域の教育力の向上

施策4 地域活動室事業と学校応援団の活動の推進

—現状と課題—

北本市では、小・中学校に地域活動室^{*}を設置し、地域の拠点となる学校づくりを推進するとともに、保護者や地域住民で組織された学校応援団^{*}により、学校・家庭・地域が一体となって子どもの健全な育成に取り組んでいます。

文化活動や福祉活動などによる地域住民と児童生徒との交流や、地域住民に授業や様々な教育活動にかかわっていただくことは、地域の教育力の向上につながるとともに、学校における質の高い教育活動や特色ある教育活動にも役立ちます。

これからも、地域活動室における事業と学校応援団の活動を推進し、家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動を充実させることが重要です。

■施策の方向性

- 地域活動室事業を推進し、地域の拠点となる学校づくりを図ります。
- 学校応援団の活動を推進し、学校・家庭・地域が一体となって子どもの健全な育成に取り組めます。

■主な取組

- 地域活動室事業の推進
 - ・地域活動室の活動に関する周知を行い、地域住民の参加を促すことで地域活動室事業の推進を図ります。
 - ・児童生徒が地域活動室を訪問し、地域住民と交流を深めるなど、地域活動室における児童生徒と地域住民との交流を推進します。
- 学校応援団の活動の推進
 - ・総合的な学習の時間で地域住民にゲストティーチャーとして授業に参加していただくなど、地域の教育力の活用を図ります。
 - ・保護者や地域住民の挨拶運動、生徒指導、校舎内外の巡回等への協力をとおして、子どもの健全な育成を推進します。
 - ・保護者や地域住民の学校清掃活動や美化活動への参加をとおして、校内環境の整備を推進します。



地域活動室^{*}での交流



学校応援団^{*}のゲストティーチャー

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策 1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

施策 2 学習施設の整備・運営の充実

施策 3 スポーツ活動の推進

施策 4 文化財保護の推進

施策 5 文化芸術活動の推進

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策1 生涯学習による生涯学習のまちづくりの推進

—現状と課題—

少子高齢化、高度情報化、国際化など、社会情勢が著しく変化する中で、人々の価値観やライフスタイルが大きく変化し、個人の健康づくり、就業や職業生活に役立つ知識や技術の習得、心豊かな地域社会の構築などにつながる幅広い学習機会の提供が求められています。

市民が生涯をとおして学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を総合的に推進していくことが必要です。

■施策の方向性

- 生涯学習に係る市民への啓発、学習情報の収集及び提供、学習相談体制の整備などによる生涯学習の総合的な推進を図ります。
- 市民に多様な学習機会を提供するため、市民大学きたもと学苑^{*}の充実を図ります。
- 市の職員が専門的知識を生かして講師を務める市役所出前講座^{*}を開設します。
- 社会の高度情報化、国際化等に伴う現代的課題に対応した学習機会の提供に努めます。

■主な取組

- 生涯学習啓発活動の充実
 - ・市の広報やホームページ等を活用した、生涯学習啓発活動の充実に努めます。
 - ・生涯学習関係団体などの情報を掲載した生涯学習情報誌^{*}を発行し、その充実を努めます。
- 学習情報の収集及び提供並びに学習相談体制の整備
 - ・学習情報を収集し、市民や関係団体へその情報を提供するとともに、学習に関する相談を行う人財情報バンク^{*}の充実を努めます。
- 市民大学きたもと学苑の充実
 - ・市民一人ひとりがライフスタイルに合わせて学習機会を選び、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の充実を図ります。
 - ・市民大学きたもと学苑の講座の充実を図るために、新たな市民教授の登録を目的とした新規市民教授説明会を開催します。
- 市役所出前講座の開設
 - ・市民団体からの要請に基づき、団体が主催する学習会に市職員を講師として派遣する

市役所出前講座^{*}の充実を図ります。

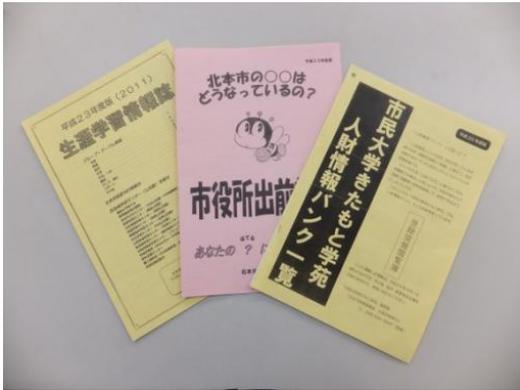
- ・市役所出前講座で、環境・福祉・防災といった現代的課題をテーマにした講座を開設します。

○大学公開講座^{*}の充実

- ・市民に高度で専門的な学習機会を提供する大学公開講座の充実に努めます。

○国際理解学習・交流事業の推進

- ・国際理解学習・国際交流の普及奨励と、国際交流の場の創出を目的とした国際交流ラウンジ事業^{*}を推進します。



学習情報の提供



大学公開講座



市民大学きたもと学苑^{*}



基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策2 学習施設の整備・運営の充実

—現状と課題—

市内には、文化センター（中央公民館・中央図書館）を中核施設として8コミュニティ圏域ごとに地域学習センターが、また、屋外レクリエーション施設として野外活動センターが整備されています。学習施設の運営に当たっては、市民のニーズを的確に捉えて、これらの施設を有効的に活用し、市民一人ひとりの生涯にわたる学習機会や良質な文化事業を提供することが重要です。

また、図書館については、市民の学習活動の拠点として、利用者ニーズに応えるため、図書館資料を整備するとともに、市民の最も身近な生涯学習の場として、より多くの市民に利用してもらえるように、親しみやすい図書館づくりに努めることが重要です。

■施策の方向性

- 社会情勢や市民の学習ニーズを的確に捉え、学習機会の充実を図ります。
- 耐震性の低い施設の補強工事を実施し、災害時に備えるとともに、各施設設備について、緊急性の高いものから計画的に改修を進めます。
- 多様な形態での自主文化事業を開催し、市民に対して質の高い芸術鑑賞の機会を創出します。
- プラネタリウムに導入したデジタル投影機を有効に活用し、子どもから大人まで楽しめる番組を投影することにより、観覧者の増加を図ります。
- だれもが利用しやすい図書館の実現に向け、こども図書館の整備をはじめ、より良い読書環境づくりを推進します。

■主な取組

- 中央公民館・地域学習センター運営の充実
 - ・だれもが幅広く学ぶ学習機会の充実を図り、生涯学習への意識を高めます。
 - ・機能的で利用しやすい施設づくりを目指して、老朽化している施設設備を計画的に改修・充実するとともに、適切な管理運営に努めます。
- 各種文化事業の充実と展開
 - ・地域文化の振興に寄与するため、本市の文化事業の理念や市民ニーズを反映させた自主文化事業を開催します。
 - ・若きピアニストの登竜門として定着しつつある北本ピアノコンクールを充実させ、才能ある個性豊かな演奏家を発掘・育成します。

○野外活動センターの運営の充実

- ・ 野外活動や体験活動を行うための施設として有効活用されるよう、適切な施設の整備と管理運営に努めます。

○視聴覚ライブラリーの運営の効率化

- ・ 現在、保有している視聴覚機材・機器の有効活用を図ります。

○プラネタリウムの運営の充実

- ・ 幼稚園等の幼児に対し、豊かな情操をはぐくむことを目的として実施する団体投影の内容の充実を図ります。
- ・ 自然事象への興味を深めてもらうため、事前学習と文化センター屋上で実際の望遠鏡を使用した天体観望会を定期的を開催します。
- ・ デジタルシステムの機能を十分に発揮できるような、魅力的な映像番組を投影します。

○図書館運営の充実

- ・ 市民の読書を支援するとともに、地域や市民の課題解決に必要な各種資料や情報の整備・充実に努めます。
- ・ 中央図書館と公民館図書室とのネットワークを強化し、利便性の向上を図るとともに、こども図書館の整備を推進します。
- ・ おはなし会をはじめ各種行事におけるブックトークや読み聞かせを魅力あるものとし、子どもの読書活動への支援を推進します。
- ・ 視覚障がい者などに対するデージー図書^{*}の貸出サービスを推進します。



サロンコンサート(自主文化事業)



天体観望会

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策3 スポーツ活動の推進

—現状と課題—

市民を対象に実施しましたスポーツに関するアンケート（P19参照）によると、16歳以上の者におけるスポーツ実施率は44.7%であり、決して高くないことが明らかになりました。スポーツの必要性は認めているものの、「忙しくて時間がない」「身近に利用できる場所や施設がない」などの理由により、スポーツを実践できない人が多いようです。特に、若者世代を中心に運動・スポーツへの興味・関心の低調さも浮き彫りになりました。

スポーツは、健康増進や体力向上に資するだけでなく、生活に潤いを与え、家庭や地域社会の絆を深める重要な役割を果たすものです。生涯スポーツの推進は、高齢化や人間関係の希薄化が進んでいる現代において、たいへん重要になっています。

■施策の方向性

- 身近なスポーツの場を提供するため、市の施設を活用するとともに、民間企業が所有する施設の地域開放などを促進します。
- スポーツ団体等が行う、市民が気軽に参加できるスポーツの大会、イベント等を支援します。
- 地域におけるスポーツ指導者の育成やスポーツに関する情報提供に努め、競技スポーツの基盤づくりを推進します。

■主な取組

- 学校体育施設や民間スポーツ施設の活用推進
 - ・スポーツの場を提供するため、学校体育施設開放連絡協議会^{*}と連携し、小・中学校の体育施設の開放を推進します。
 - ・企業等が所有するスポーツ施設の市民への開放を促進します。
- スポーツ活動の充実
 - ・市民のだれもが、それぞれの体力や年齢、技能、興味・関心に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツ活動に取り組めるよう、県や関係団体などと連携して、その機会や情報を提供します。
 - ・スポーツ推進委員等、地域スポーツ指導者の資質向上を図るとともに、各年齢層に合ったスポーツ活動を推進します。
- 競技スポーツの基盤づくり
 - ・専門的技能を有する指導者の育成、スポーツ活動の支援に関する情報の提供などによ

り、競技スポーツの基盤づくりに努めます。

- ・市内の体育協会やスポーツ少年団等への支援をととして、地域におけるスポーツ活動を推進します。



感動桜国きたもとウォーク大会



体力測定会

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策4 文化財保護の推進

—現状と課題—

北本市には、国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ^{*}」、埼玉県指定天然記念物「多聞寺のムクロジ^{*}」をはじめ、国・県・市指定の文化財が数多く存在しています。これらの文化財や遺跡、史跡の性格や学問的評価を明確にするためには、学術調査や研究活動を推進することが求められています。また、学術調査等の結果を地域で広く共有し、郷土の歴史や文化を身近に感じられるように積極的な情報発信を進めるとともに、時代に即した情報発信方法についても検討する必要があります。

また、北本市には、各地域で大切に守り伝えられてきた貴重な郷土芸能や伝統文化が数多く残されています。これらは、市の大切な財産であるとともに、地域コミュニティを形成する上でも重要な役割を担うものです。しかし、少子高齢化等の影響による後継者不足など、継承が危ぶまれているのが現状です。今後は、行政や地域、保存団体等が一体となって、保存体制の整備・充実に努める必要があります。また、子どもたちへ地域の歴史や文化に触れる機会を数多く提供し、郷土を愛する豊かな人間性をはぐくみながら後継者の育成につなげていくことも必要です。

■施策の方向性

- 郷土の歴史・文化等の理解を深めるため、市内に残る歴史遺産（文化財）の保護と適切な保存・収集を図ります。
- 北本市の貴重な文化財の保存・活用を推進するとともに、情報の発信・提供に努めます。
- 郷土資料館などの常設展示スペースを確保し、歴史や文化遺産を活用した学習拠点づくりを進めます。
- 様々な学習・啓発活動をとおして、歴史文化の継承と文化財の保護意識の醸成を図るとともに、子どもたちの郷土を大切に作る心をはぐくみます。
- 郷土芸能・伝統文化の継承・発展を支援するとともに、文化的景観の保全を推進します。

■主な取組

- 文化財の調査・研究
 - ・デーノタメ遺跡^{*}、石戸城跡^{*}など後世に引き継ぐべき貴重な文化財について、歴史学、考古学、美術史学、建築学、民俗学等、様々な観点からの調査・研究を推進していき

ます。特に、デーノタメ遺跡^{*}出土の漆塗り縄文土器等については、その価値の顕在化を図るため専門調査機関において調査研究を進めます。

○埋蔵文化財調査及び報告書の刊行

- ・埋蔵文化財包蔵地における開発行為の際の届出等や事前調査についての周知徹底に努めるとともに、開発の内容により発掘調査を実施して埋蔵文化財の保護を図ります。
- ・民有地の遺跡についてその保護を図るとともに、荒廃や自然現象等で保護が危惧される遺跡について地権者や地域住民の理解を得て試掘調査の実施に努めます。また、その調査の結果について、順次報告書を刊行します。

○指定文化財の保存・管理

- ・市指定文化財について、将来において良好な状態を維持できるよう適正な保存・管理に努めます。
- ・指定以外の文化財について、その把握に努め、将来保存していくべき文化財については、市指定文化財に指定し、保護と活用を図ります。

○文化財保護思想の啓発

- ・インターネットによる文化財情報の公開や市広報・文化財関係誌等への掲載、学校や地域との連携による体験学習の実施、案内板・説明板の整備等を図り、より多くの人が文化財に接することができるよう努めます。

○文化財の収集・整理・公開

- ・市内に残る古民具、古文書、古写真等の資料について、現状では失われてしまうと考えられるものを積極的に収集し保護します。
- ・収集された文化財については、体系的な整理作業を行い、目録化することで、貸出しや展示などの活用の利便性を図ります。
- ・郷土資料館等の常設展示スペースを確保し、歴史や文化遺産を活用した学習拠点づくりを進めます。

○郷土芸能の振興及び後継者の育成

- ・郷土芸能大会や地域での伝承・普及活動等、各保存団体の後継者育成事業を支援するとともに学校教育現場と連携を図り、郷土芸能保存団体と交流できる環境を整備し、継続的な伝承活動につなげます。

○歴史資料としての私文書・行政文書の収集・整理

- ・市内の旧家に残る古文書や古写真について、所有者等の協力を得て積極的に収集し解読を行い資料化します。
- ・行政文書について、廃棄年限を過ぎたものの中で市制に関する重要な文書の保存を図ります。



国指定天然記念物 石戸蒲ザクラ*



デーノタメ遺跡出土の漆塗り土器*



天神社ささら獅子舞

基本目標Ⅴ 生涯学習とスポーツの振興

施策5 文化芸術活動の推進

—現状と課題—

心豊かなまちづくりを推進するため、文化芸術の振興が必要です。このため、北本市では、文化団体連合会など文化芸術活動を行っている団体等に対する支援を行っています。また、毎年、文化芸術活動に係る市民の作品発表の場として、市民文化祭を開催しています。

今後も、このような支援や場をとおして、市民の文化芸術活動を推進していくことが求められています。

■施策の方向性

- 市民に文化芸術活動の発表の場を提供します。
- 地域文化の振興に取り組みます。

■主な取組

- 市民文化祭の開催
 - ・市民に文化芸術の発表の場を提供するとともに、文化芸術に親しむ人々の輪を広げるため、市民文化祭を開催します。
- 市民文芸誌の刊行
 - ・市民の文芸活動の振興を図るため、詩、俳句、小説等を公募して、市民文芸誌を刊行します。
- 文化団体等の活動の支援
 - ・文化団体等が行う事業活動について名義後援等を行い、団体等の活動を支援します。
 - ・文化団体等の活動などを掲載した生涯学習情報誌^{*}を発行し、地域文化活動の活性化を図ります。



市民文芸誌

第3章 計画の推進に際して

- I 社会全体で取り組むための連携、協力等
- II 点検・評価の実施
- III 数値目標（指標）等

I 社会全体で取り組むための連携、協力等

教育のさらなる振興を図るに当たり、直面する様々な教育課題を解決するためには、学校・家庭・地域及び行政が協力し合い、教育施策を推進することが重要です。そのためには、教育に係る様々な情報を共有した上で、市民一人ひとりが教育についての意識を高めることが必要です。

(1) 家庭との連携・協力

教育基本法第10条第1項では、家庭は子どもの教育について第一義的な責任を有することが明確に示されています。学校と家庭は、役割分担を明確にした上で、相互に連携・協力していくことが重要です。

一方で、核家族化の進展や地域社会の変化などに伴い、子育ての経験や知恵が継承されず、家庭の教育力の低下が指摘されています。

こうしたことから、行政としても、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育に対し積極的な支援を行うことが求められています。

このため、家庭教育学級^{*}、学校公開日等、保護者が気軽に子育てや教育について相談し、交流できる体制を拡充するなど、家庭との連携・協力を推進していきます。

[参考]

教育基本法 抜粋

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(2) 地域との連携・協力

地域には学校を支えることができる多彩な人材がいます。学校の情報を積極的に発信するとともに、NPO^{*}、企業や民間団体とも連携を強め、協力しながら、地域の人材を積極的に発掘し、活用して、市の教育力を高めていくことが求められています。

現在、本市では、小・中学校における学校応援団^{*}の組織化を推進しています。学校

応援団は、地域のボランティア活動により、児童生徒の学習活動、安全確保、環境整備などの支援に努めています。また、学習支援や部活動指導などに地域のボランティアが積極的に支援するとともに、学校の余裕教室等を拠点に、放課後の子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室^{*}を開設しています。

今後は、こうした取組をとおり、学校の活性化を促すだけでなく、地域住民同士の交流を活発にし、さらに地域の絆を深めていきます。

(3) 学校の取組

教育施策の推進に当たっては、子どもの教育を中心的に担っている学校の取組が重要です。

学校においては、学校教育法や学校教育法施行規則に基づき、教育活動や学校運営の状況について評価を行い、その結果を踏まえて学校運営の改善を図ります。また、この情報は、保護者や地域住民と共有していきます。

(4) 市の取組

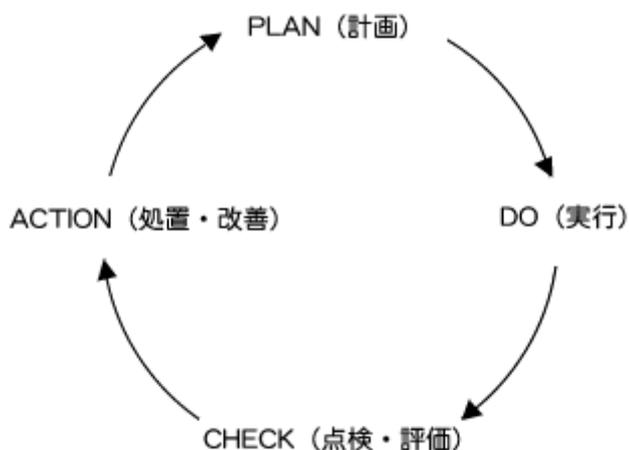
市は、本計画を進めるに際して、教育施策の実施主体として推進するとともに良好な教育環境の整備に努めます。また、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たすに当たって、支援及び啓発に努めます。



II 点検・評価の実施

本計画を効果的かつ着実に実施するために、計画の進捗状況を把握するとともに、PLAN（計画）－DO（実行）－CHECK（点検・評価）－ACTION（処置・改善）のマネジメントサイクルにより計画を推進します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、毎年、事務の管理及び執行について点検・評価を行い、その結果について議会に報告するとともに、市民に公表します。こうした取組により、効果的な教育行政の推進と市民への説明責任を果たしていきます。



マネジメントサイクル

[参考]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

Ⅲ 数値目標（指標）等

本計画の進捗状況を把握するとともに、施策の成果を明らかにしていくため、施策の達成目標として数値化が可能なものについて、具体的な指標を掲げました。

指標	現状 (平成23年度末)	目標 (平成29年度末)	関連施策
「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度	93.2%	95.0%	I 1ほか
体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合	70.8%	85.0%	II 7
小・中学校校舎の耐震化	67.3%	100%	III 3
放課後子ども教室	4校	8校	IV 2ほか
地域活動室活用推進のボランティア登録者数	4,500人	5,000人	IV 4
市民大学きたもと学苑の講座数	134講座	150講座	V 1
人財情報バンク登録者数	117人	150人	V 1
市役所出前講座	10件/年	20件/年	V 1
市民1人当たりの公民館年間利用回数	6.5回	7.2回	V 2
市民1人当たりの図書資料年間貸出点数	4.1冊	4.3冊	V 2
市民1人当たりの社会体育施設(学校体育施設開放を含む)年間利用回数	4.71回	5.00回	V 3
市指定文化財数	44件	60件	V 4
小中学校学習支援講座数	12講座	20講座	V 4

参考資料

参考資料

- 1 用語解説
- 2 北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱
- 3 北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 4 策定経過

用語解説

行	用語	説明	掲載ページ
あ	I C T	Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。情報・通信に関連する技術一般の総称。	6, 7, 30, 34
	あんしんまちづくり学校パトロール隊	児童生徒の問題行動や不審者による被害等を未然に防ぐため、子どもたちのたまり場になりそうな場所や不審者が出そうな場所を巡回する、中学校区内の教職員、保護者、地域住民等で組織するパトロール隊。	51
い	石戸蒲ザクラ	石戸宿3丁目地内東光寺境内にあり、大正11年に国の指定を受けた天然記念物。樹齢800年ともいわれ源範頼(かばのかじゃ)ゆかりの伝説をもつ。	78, 80
	石戸城跡	石戸宿6丁目地内にある中世の城跡。埼玉県選定重要遺跡。	78
	いじめ	子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	13, 21, 38, 44, 45
え	A L T	Assistant Language Teacher の略。学校や教育委員会に配属され、日本人外国語担当教員の助手として職務に従事するとともに、教育教材の準備や英語研究会のような課外活動などに従事し、地域の外国語教育及び国際化の向上のため活動する外国語指導助手。	30, 31
	A D H D	Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder の略。発達レベルに不適当な不注意(注意力障害)・衝動性・多動性を示す行動障害。	36
	N P O	Nonprofit Organization又はNot-for-Profit Organization の略。非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。	83
	L D	Learning Disability の略。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。	36
か	学力向上推進委員会	各小・中学校においての学力向上のための方策等を協議しながら、市内の学力向上について共通理解を図っていく委員会。	29
	学力向上プラン	3つの達成目標・県・市の学習状況調査の結果をもとに、学校の課題を設定し、解決に向けた手立てのもと実践をし、評価をしていくためのプラン。	29

	学級崩壊	学級がうまく機能しない状況。	44
	学校応援団	学校・家庭・地域が一体となって子どもの育成に取り組むために、ボランティアとして協力・支援を行う保護者や地域住民による活動組織。学習活動の支援や安全確保への支援・学校の環境整備への支援などを行っている。	22, 69, 70, 83
	学校関係者評価	学校評価の実施方法として、保護者や地域住民などの学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換を通じて、自己評価の結果について評価すること。	16, 53
	学校体育施設開放連絡協議会	学校体育施設利用団体の代表者により組織された施設開放の円滑な運営、管理及び各施設の連絡調整を図ることを目的とする連絡協議会。	76
	家庭教育学級	親や保護者が家庭教育に関する学習を行う事業。各小・中学校のPTAが企画運営するものや、就学前の子育て講演会などがある。	83
き	北本市危機管理指針	危機対応についての基本的な考えを定め、危機管理体制を強化するとともに危機対処施策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに市民の生活及び市の産業、経済の安定を図り、安心・安全なまちづくりに資することを目的に定められた本市の指針。	50
	北本市総合振興計画	北本市が長期的な展望に基づいて、都市づくりの目標を示すとともに、行政を総合的、計画的に運営するために各行政分野における計画や事業の指針を明らかにした、行政運営の最も基本となる計画。	2, 3
	北本市男女共同参画プラン	北本市が男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会基本法及び北本市男女共同参画推進条例に基づき施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画。	38
	キャリア学習	市民の資格取得や起業につながる、又はそれに準ずる学習。	18
	キャリア教育	従来指導されてきた「進路指導」とほぼ同義であるが、「進路指導」が上級学校への移行（出口指導）に偏重している現状から、意味を刷新するために「キャリア教育」という語が使用されるようになったもの。	21, 32
く	グローバル化	政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。	5, 6
こ	高機能自閉症	3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。	36

	高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。	6
	国際交流ラウンジ事業	国際理解学習及び国際交流の普及を奨励し、生涯学習関係団体に国際交流の場と機会を創出する事業。	73
	こころの教育推進事業	スポーツや科学、職人、芸術家等の専門家を招き、授業や学校内でのふれあい活動や教員対象の研修会を行うことで、児童の豊かな感性をはぐくむとともに、教員の教科指導力の向上を図る事業。	34, 42
	心のノート	文部科学省が作成している、児童生徒が身に付ける道徳の内容が分かりやすく整理された冊子。道徳の時間をはじめ、様々な教育活動で活用されている。	41
さ	彩の国の道徳	埼玉県で編集された道徳教材であり、郷土の人物についての教材をはじめ、規律ある態度について示されている。道徳の時間をはじめ様々な教育活動や家庭でも活用できるようになっており、書き込みができる教材。	41
	サイバー犯罪	主にコンピューターネットワーク上で行われる犯罪の総称。	7
	さわやか相談員	中学校で不登校をはじめとした様々な悩みの相談を行う者。教職員と連携して悩み解決の支援を行う。	45
し	支援籍	障がいのある児童生徒が在籍する学校又は学校以外で、必要な学習活動を行うために学籍を置く制度。例えば、市外の特別支援学校に在籍する児童生徒が北本市の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	35
	市役所出前講座	市内団体が政策や暮らしに関する「聞きたい」・「学びたい」内容について、職員が出向いて説明を行う講座。環境や福祉、年金など様々なテーマで、約40講座を開設している。	72, 73
	市民大学きたもと学苑	様々な分野の知識や経験などをもつ人材を募り、市民主体で学び合い、教え合い、高め合う場として、平成19年に設立された。「楽しむ学習」「地域学」「キャリア学」など、多彩な講座が開かれている。	72, 73
	就学支援委員会	就学児童をはじめ在学児童生徒の就学先を、専門委員の話し合いのもと適切に判定し、保護者に提示していく委員会。	35, 36
	小1プロブレム	集団行動がとれない、授業中座ってられない、他者の話を聞けない等の状態が数か月続く現象。	44, 61
	生涯学習情報誌	市内の各公民館などを主な活動場所とするグループ・サークルの活動情報を掲載した情報誌。団体情報の他にも、生涯学習に関する刊行物や地域学習センター等の案内を掲載している。	72, 81

	情報モラル	情報社会を健全に発展させていく上で、すべての国民が身に付けておくべき考え方や態度。	7, 30
	人権感覚育成プログラム	人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成するため、これまでの様々な施策や実践の成果を踏まえて、埼玉県が作成したプログラム。	38
	人財情報バンク	市民がもっている知識や技術、経験を地域の「財産」と考え、市民活動やまちづくりに活かす人材登録制度。美術や工芸、音楽など様々な分野で、多くの個人、団体が登録している。	72
す	スクールソーシャルワーカー	児童生徒がおかれた諸問題（主に家庭環境の問題）について相談を受け、学校や関係機関と連携しながらその解決を図る者。	45
た	大学公開講座	市民を対象に、現代的かつ高度で専門的な学習機会を提供するため、大学と連携・協力して開催する講座。	73
	体力向上推進委員会	児童生徒の体力向上に関する調査研究や計画の策定・推進などを行うために、市内小中学校の校長や教頭、栄養士などの代表者により組織される委員会。	48
	体力向上推進校	児童生徒の体力向上を図るため、教育委員会が体力向上の推進に関する研究を委嘱している学校。	48
	多聞寺のムクロジ	本宿2丁目地内多聞寺境内にある樹齢200年の無患樹の木。昭和16年県指定の天然記念物。	78
ち	地域安全マップ	身近な地域の安全や防犯について具体的に調査し、作成する地図。利用することにより、児童の安全への意識を高めることができる。	50
	地域活動室	学校に地域の方が集う「地域の拠点となる学校づくり」を推進するために開設された活動の場。文化活動や福祉活動が行われており、児童生徒の交流や授業への支援等を実施している。	22, 69, 70
	中1ギャップ	中学校での新しい学校生活になじめず、ストレスから不登校になったり、いじめが急増したりする現象。	45, 61
	超高齢社会	65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超える社会。	5, 6
つ	通級指導教室	通常の学級に在籍する比較的障がいの軽い児童が、状態に応じて特別な指導を行う教室。	35
て	デイジー図書	視覚障がい者などを対象にしたCD形態の録音図書。	75
	デーノタメ遺跡	「デーノタメ」は、北本市を南北に流れる江川の支流付近に昭和40年代までであった約千㎡の湧水池の名前。遺跡はこの湧水池を囲む4万㎡程で、縄文中期後期の水場遺構や漆塗土器が発見されている。	78, 79, 80
と	特別支援学級	教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために設置された学級。	35

	特別支援教育コーディネーター	適切な支援のため関係機関や関係者との連絡・調整を行い、とりよりの役割として各小・中学校内で指名されている者。	35, 36
に	入学準備金貸付事業	高校・大学入学の際にかかる費用を貸付けという方法で、補助をしていく事業。	57
の	ノーマライゼーション	住み慣れた地域社会において、障がいのある人も、ない人も互いに支え合い、生活していくことが本来の望ましい姿であるとする理念。	35, 36
は	バーチャル	Virtual。英和訳は「仮想の」。実際の事実としては存在しないが、本質的には存在する様。	34
ひ	非行問題行動	飲酒、喫煙、深夜はいかい、暴力行為などの不良行為に限らず、学校その他の社会における様々な反社会的、非社会的な逸脱行動。	44, 61
	ヒートアイランド現象	郊外の自然地域に比べ、都市部ほど局地的に気温が高くなる現象。	57
ふ	ブックトーク	その本の面白さ、すばらしさを伝え、読んでみたいという気持ちを起こさせることを目的に、一定のテーマに沿って複数の本を聞き手に紹介すること。	67, 75
	不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的又は社会的要因や背景により、児童生徒が登校しない、又はしたくともできない状況（年間30日以上欠席に限る。ただし、病気や経済的な理由によるものを除く。）にあること。	12, 21, 44, 45, 61
ほ	放課後子ども教室	放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保するため、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに取り組む事業。	57, 65, 66, 84
よ	幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園の設置者が保育料等を減免する場合に、当該減免に係る額の一部を補助する事業。	57, 58

北本市教育振興基本計画検討会議設置要綱

(平成24年5月24日教育委員会告示第7号)

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育振興基本計画」という。）を定めるに当たり、幅広い意見を反映させるため、北本市教育振興基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱（平成23年6月22日教育長決裁）第1条の規定により設置された北本市教育振興基本計画策定委員会の作成した教育振興基本計画の案に対し、地域の実情に応じた観点から意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、委員9人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係機関又は関係団体の代表
- (2) 市内に在住する児童又は生徒の保護者
- (3) 知識経験者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成25年3月31日までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 検討会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(関係職員の会議への出席等)

第7条 検討会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

北本市教育振興基本計画検討会議 委員名簿

区 分	氏 名	備 考
関係機関又は 関係団体の代表	坂 井 範 子	自治会連合会
	下 村 恵久子	文化団体連合会
	山 寄 茂 子	体育協会
	佐 藤 豊 明	【会長】 小・中学校校長会
市内に在住する 児童又は生徒の保護者	千 葉 伸 一	【副会長】 P T A連合会
	舟久保 智 子	P T A連合会
知識経験者	金 子 美智雄	元埼玉県公立小学校 校長会会長
	清 水 誠	埼玉大学教育学部 教授
公募による市民	坂 本 哲 男	

北本市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(平成23年6月22日教育長決裁)

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき定める教育振興基本計画（同項に規定する市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画をいう。以下同じ。）の策定を円滑かつ計画的に行うため、北本市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育振興基本計画の案を作成する。

2 前項の規定に基づき教育振興基本計画の案を作成するため、委員会は、当該案の作成に関し重要事項を協議するとともに、その総合的な調整を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育部副部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

学校教育課長 学校教育課副課長 生涯学習課長 体育課長 文化センター所長
(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 委員会に、教育振興基本計画の案の作成に関し必要な専門の事項を調査検討させるため、作業部会を置く。

2 第4条第1項及び第4条から前条までの規定は、作業部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、作業部会を構成する部会員その他作業部会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成24年1月13日)

この要綱は、決裁の日から施行する。

北本市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

職 名	氏 名	備考
教育部長	針 谷 紀 子	【委員長】
教育部副部長兼教育総務課長	吉 野 一	【副委員長】
学校教育課長	靄 間 和 男	
学校教育課副課長	原 口 穰	
生涯学習課長	大 島 一 秀	
体育課長	恵 守 孝 二	
文化センター所長	福 田 隆 美	

策定経過

月日	区分	概要
平成23年		
6月22日	起業	北本市教育振興基本計画策定委員会の設置など
7月15日	策定委員会1	北本市教育振興基本計画（素案）の作成方法について 作業部会の構成員について
7月26日	教育委員会	概要説明と着手の報告
8月10日	作業部会1	北本市教育振興基本計画（素案）の作成方法について 【北本市の教育の課題、施策の展開】
10月20日	作業部会2	北本市教育振興基本計画（素案）の作成について 【北本市の教育の課題、施策の展開】
11月15日	策定委員会2	基本理念について、第3章以後の構成について
11月29日	作業部会3	各課所作成（再確認）作業について 【北本市の教育の課題、施策の展開】 【数値目標（指標）等、各課所所管の行政計画】
平成24年		
1月26日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
2月 3日	作業部会4	各課所作成（再確認）作業について
2月 9日	策定委員会3	北本市教育振興基本計画（素案）の作成状況等について 北本市教育振興基本計画（素案）について
2月29日	作業部会5	北本市教育振興基本計画（素案）について
3月21日	作業部会6	北本市教育振興基本計画（素案）について
3月27日	策定委員会4	北本市教育振興基本計画（素案）について 基本理念について
4月19日	策定委員会5	北本市教育振興基本計画（素案）について
4月27日	策定委員会6	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月 9日	策定委員会7	北本市教育振興基本計画（素案）について

5月11日	策定委員会 8	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月17日	策定委員会 9	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月23日	策定委員会 10	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月24日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
5月25日	策定委員会 11	北本市教育振興基本計画（素案）について
5月31日	策定委員会 12	北本市教育振興基本計画（素案）について
6月22日	策定委員会 13	北本市教育振興基本計画（素案）について
7月31日	策定委員会 14	北本市教育振興基本計画（素案）について
8月 6日	策定委員会 15	北本市教育振興基本計画（素案）について
8月22日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
8月30日	検討会議 1	北本市教育振興基本計画（案）について
10月18日	検討会議 2	北本市教育振興基本計画（案）について
11月12日 ～ 12月11日	パブリック・ コメント手続	北本市教育振興基本計画（案）
11月22日	教育委員会	進捗状況の報告、今後のスケジュール
12月27日	教育委員会	進捗状況の報告
平成25年		
1月24日	教育委員会	進捗状況の報告
2月21日	教育委員会	北本市教育振興基本計画について（議決）

北本市教育振興基本計画

発 行 平成25年3月

編 集 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

T E L 048-591-1111

F A X 048-592-5997

U R L <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

E-mail a04400@city.kitamoto.saitama.jp



〔シンボルマーク〕



〔市の木〕 さくら



〔市の花〕 菊